

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市行政手続条例の一部を改正する条例【総務市民局総務部総務課】	6
○ 北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部を改正する条例【総務市民局総務部法制課】	8
○ 北九州市犯罪被害者等支援条例【総務市民局安全・安心推進部安全・安心推進課】	9
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政・変革局財務部財政課】	14
○ 北九州市市税条例の一部を改正する条例（2件）【財政・変革局税務部税制課】	16
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局長寿推進部保険年金課】	21
○ 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	26
○ 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	30
○ 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例【環境局循環社会推進部循環社会推進課】	32
○ 北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例【産業経済局中央卸売市場】	34
○ 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【都市戦略局計画部都市交通政策課】	36
○ 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	37
○ 北九州市職員定数条例等の一部を改正する条例【教育委員会事務局教職員部教職員課】	71
○ 北九州市介護保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局長寿推進部介護保険課】	83
○ 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】	88

## ◇ 規 則

- 北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 9 0
- 北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する等の規則【保健福祉局長寿推進部保険年金課】 9 1
- 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【都市戦略局計画部都市交通政策課】 9 3
- 北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局総務部総務課】 9 4
- 北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則【総務市民局市民部区政推進課】 9 5

## ◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9 7
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 9 8
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 9 9
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 1 0 0
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】 1 0 1
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 1 0 2
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 1 1 1
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局美術館普及課】 1 1 4
- 街区の区域変更及び増設【総務市民局市民部区政推進課】 1 1 5
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 1 1 7

## ◇ 公 告

- 北九州市立地適正化計画の変更【都市戦略局計画部都市計画課】 1 1 8

- 都市公園の供用開始【都市整備局河川公園部公園管理課】1 1 9
- 都市公園の区域変更【都市整備局河川公園部公園管理課】1 2 0
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】1 2 1
- 総合特別区域法施行規則の規定による指定法人の指定の有効期間の変更【政策局政策部政策課】1 2 2
- 特定調達契約の落札者の決定（6件）【教育委員会事務局学校支援部学事課】1 2 3

◇ 訓 令

- 令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令【政策局総務部総務課】1 2 9

◇ 消 防 局

- 北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】1 3 0

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】1 3 1
- 北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】1 3 4
- 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】1 3 5
- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局水道部浄水課】1 4 1
- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】1 4 2

◇ 公営競技局

- 北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】1 4 3
- 北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】1 4 4

- 北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 1 4 5
- 北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】 1 4 8

◇ 教育委員会

- 北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 4 9
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 6 0
- 北九州市教育委員会第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 6 2
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 6 6
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則を廃止する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 6 9
- 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】 1 7 0
- 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程及び北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 1 7 3
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 7 4
- 北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】 1 7 5
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程及び防火管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 1 7 6

◇ 人事委員会

- 北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 1 7 7
- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 1 7 8

- 初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 179
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則【行政委員会事務局調査課】 202

◇ 農業委員会

- 北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示【農業委員会事務局】 214

北九州市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 6 号

北九州市行政手続条例の一部を改正する条例

北九州市行政手続条例（平成 8 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項前段中「第 1 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項後段中「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条前段中「及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、同条後段中「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

#### 北九州市条例第 7 号

北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項前段中「用紙」を「交付の方法」に改め、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 行政不服審査法施行令（平成 2 7 年政令第 3 9 1 号）第 1 1 条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法 用紙 1 枚につき 1 0 円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、2 0 円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- (2) 行政不服審査法施行令第 1 1 条第 3 号に掲げる交付の方法 同条第 1 号又は第 2 号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 1 0 円

第 5 条の表の第 3 条第 1 項の項中「第 7 5 条第 5 項」を「第 7 5 条第 6 項」に改める。

第 6 条の表の第 2 条第 2 項の項中「第 2 0 2 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 0 6 条第 1 項」を加える。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の表及び第 6 条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

## 北九州市条例第 8 号

### 北九州市犯罪被害者等支援条例

犯罪は、社会秩序を乱し、個人の権利利益を侵害することで、被害者本人のみならず、その家族、そして地域社会全体にも深刻な影響を及ぼし、人間の尊厳を傷つける行為であって、断じて許されるものではない。

犯罪被害者等が再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、地域社会全体において犯罪被害者等が直面する困難を深く認識し、その苦しみに寄り添ったきめ細やかで実効性ある支援を行うとともに、二次的被害や再被害の防止にも万全を期する必要があることを認識しなければならない。

ここに、私たちは、犯罪のない、そして犯罪を起こさせない安全で安心な社会を目指しつつ、不幸にも犯罪の被害に遭われた場合であっても、その尊厳が守られ、迅速かつ適切な支援が受けられるよう、市、市民等、事業者及び関係機関等の連携の下、市が率先して犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に住所を有するものその他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活

動を行う団体をいう。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。

(5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

(6) 関係機関等 国、福岡県その他の本市以外の地方公共団体、警察、弁護士会、大学、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(7) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策（以下「支援施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせず、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する支援施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等である場合は、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減され、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を率先して整備するものとする。

2 市は、前項に規定する支援体制の整備に当たっては、幅広い世代を含む多様な主体が参画するよう努めるものとする。

3 市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に係る部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等との連絡調整及び相互の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的な負担の軽減)

第9条 市は、次条から第12条までに定めるもののほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(精神的な被害からの回復)

第10条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的な被害から回復することができるよう、精神面の不調を来している犯罪被害者等に対し、心理に関する相談その他の必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯

罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等が居住の安定を図ることができるよう、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第13条 市は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第14条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援)

第15条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、当該害を被ったものに対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(教育活動の推進)

第16条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、犯罪被害者等が受けた被害とその心身への影響に関する理解の促進並びに二次的被害及び再被害の発生の防止のために必要な教育活動を推進するものとする。

(広報及び啓発)

第17条 市は、日常生活を営むことが困難となっているなど犯罪被害者等が置かれている様々な状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性等について、市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を迅速かつ適切に行う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第19条 市は、民間支援団体に対し、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、市が実施する支援施策に係る情報の提供その他の必要な支

援を行うものとする。

(意見等の反映)

第20条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者及び市民等からの意見、要望等を把握し、支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第21条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 9 号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

( 1 4 )	削除			
---------	----	--	--	--

を

」

「

( 1 4 )	北九州市印鑑条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 6 0 号）第 7 条第 1 項又は第 8 条第 2 項に規定する印鑑登録証の交付（これらの交付に係る申請の日以前 5 年の間に同条例第 7 条第 1 項又は第 8 条第 2 項に規定する印鑑登録証の交付を受けている場合に限る。）		1 件につき 5 0 0 円	北九州市印鑑条例第 1 2 条第 1 項第 3 号又は第 5 号から第 7 号までの規定により印鑑の登録を消除されたことを理由とする場合にあっては、この号に規定する手数料は徴収しない。
( 1 4 ) の 2	北九州市印鑑条例第 1 4 条第 3 項又は第 1 4 条の 2 第 2 項に規定する印鑑登録証明書の交付		1 件につき 3 0 0 円	

に

」

改め、同表第 3 2 号中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 3 6 年政令第 1 1 号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第 3 条に規定する薬局製造販売医薬品」を「医薬品医療機器等法第 2 条第 1 7 項第 3 号に規定

する医薬品」に改め、同表第33号の5中「第14条第15項の規定に基づく」を「第14条第13項に規定する」に改め、同表第33号の7の4中「医薬品医療機器等法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）」に改め、同表第93号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項の規定に基づく」を「第163条の59第1項に規定する」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、同表第144号中「第12号」の次に「、第14号の2」を加える。

#### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第32号及び第33号の7の4の改正規定は公布の日から、同表第33号の5の改正規定は令和8年5月1日から施行する。

（北九州市印鑑条例の一部改正）

- 2 北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

付則第3項を削る。

（北九州市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の北九州市印鑑条例（以下「改正前の印鑑条例」という。）第15条第1項に規定する登録申請等をし、又は北九州市印鑑条例第14条第3項及び第14条の2第2項に規定する印鑑登録証明書の交付の申請をした者に対する改正前の印鑑条例第15条の規定の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 0 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「又は」を「若しくは」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市役所若しくは所管市税事務所が位置する区の区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 7 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

## 北九州市条例第 1 1 号

### 北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 5 条の 2 の見出し中「及び不均一課税」を削り、同条中第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 9 号から第 1 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号から第 8 号までを削り、第 5 号を第 9 号とし、第 1 号から第 4 号までを 4 号ずつ繰り下げ、同条に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

- (1) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域をいう。
- (2) 同意基本計画 地域未来投資促進法第 6 条に規定する同意基本計画をいう。
- (3) 地域経済牽引事業計画 地域未来投資促進法第 1 3 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。
- (4) 承認地域経済牽引事業計画 地域未来投資促進法第 1 4 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。

付則第 1 5 条の 3 及び第 1 5 条の 4 を次のように改める。

（土地利用調整計画に基づいて開発した土地に係る固定資産税の課税免除）  
第 1 5 条の 3 地域経済牽引事業計画について地域未来投資促進法第 1 3 条第 4 項又は第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する承認を受けた事業者（以下この条及び次条において「承認事業者」という。）が、地域未来投資促進法第 1 1 条の規定により市が作成し県の同意を得た土地利用調整計画に基づいて土地を開発した場合には、当該承認事業者について、当該土地に対して課する固定資産税については、第 4 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該土地の開発行為に係る都市計画法第 3 6 条第 2 項に定める検査済証の交付の日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 3 年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

（地域未来投資促進法に基づいて設置される施設に係る固定資産税の課税免除）

第 1 5 条の 4 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの期間内に、承認事業者が、福岡県の同意基本計画に記載されている促進区域内において

、承認地域経済牽引事業計画に従って地域未来投資促進法第25条に定める承認地域経済牽引事業のための施設のうち次に掲げる要件に該当する施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した場合には、当該承認事業者について、当該対象施設に係る家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限る。）又はその敷地である土地（当該土地の取得の日（令和6年4月1日以後の日であるものに限る。）又は当該土地が前条の適用を受ける場合においては当該土地の開発行為に係る都市計画法第36条第3項に定める工事の完了の公告の日のいずれか遅い日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象施設の建設の着手があるものに限る。）に対して課する固定資産税については、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は構築物に対して新たに固定資産税を課すべき年度（以下この条において「家屋等適用開始年度」という。）から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。ただし、家屋等適用開始年度において、当該土地について前条の規定の適用がある場合にあつては、当該土地に対して課する固定資産税については、同条の規定による課税免除の適用が終了する年度の翌年度から家屋等適用開始年度の翌々年度までの各年度分の固定資産税に限り、この条の規定を適用する。

(1) 一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある二以上の家屋若しくは構築物であつて一団の土地にあるものに限る。）であつて当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業をいう。）に係るものにあつては、5,000万円）を超えるものであること。

(2) 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が2分の1以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築

物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第2号又は法人税法施行令第13条第2号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が2分の1以上のものであること。  
付則第15条の4の次に次の1条を加える。

（付則第15条の3及び付則第15条の4の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者がすべき申告）

第15条の4の2 付則第15条の3又は前条の土地、家屋又は構築物について、これらの条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める事項を記載した申告書に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 付則第15条の3の適用を受けようとする者

ア 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 土地の取得年月日、所在、地番、面積及び当該土地の開発行為に係る都市計画法第36条第2項に定める検査済証の交付の日

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（2） 前条の適用を受けようとする者

ア 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 土地、家屋又は構築物の取得年月日及び取得価額並びに土地にあつては当該土地の所在、地番及び面積並びに当該土地を敷地とする家屋又は構築物の建設着手年月日、家屋にあつては当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、構築物にあつては当該構築物の名称、所在、種類、減価償却開始年月日及び耐用年数

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

付則第15条の7の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同条第1項（各号列記以外の部分に限る。）中「第50条」を「第42条第1項」に、「初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3年度は100分の0.7とする」を「これを課さない」に改め、同項第2号中「（昭和40年政令第96号）」及び「（昭和40年政令第97号）」を削り、同条第2項（各号列記以外の部分に限る。）中「第50条」を「第42条第1項」に、「初年度は100分の0.14、第2年度は100分の0.35、第3

年度は100分の0.7とする」を「これを課さない」に改める。

付則第15条の8の見出し中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の付則第15条の7の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 2 号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 1 0 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号。以下「令」という。）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 1 0 条の 3 第 1 号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同条第 2 号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 1 1 条に次の 1 項を加える。

2 前項の合算額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第 1 1 条の 2 第 3 項中「1 0 円未満」を「1 円未満」に改める。

第 1 3 条中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改める。

第 1 4 条の 3 に次の 1 項を加える。

2 前項の合算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第14条の10第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第14条の12に次の1項を加える。

2 前項の合算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第14条の15の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第14条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあってはその減額することとなる額、第25条の規定により子ども・子育て支援金賦課額を減免するものとした場合にあってはその減免することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに第25条の規定により減免することとなる額の見込総額を基準として算定した額を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第14条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の規定により計算した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第14条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の20第1項第1号の所得割の料率を乗じて算定する。

2 第11条の2第2項及び第3項の規定は、前項の算定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の19 第14条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の料率)

第14条の20 子ども・子育て支援納付金賦課額の料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の47に相当する額を賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の見込総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の30に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の16第1号イに掲げる額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の23に相当する額を当該年度の前年度及びその直前

の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の料率について準用する。

第18条第1項中「若しくは第14条の3」を「、第14条の3」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」の次に「若しくは第14条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「同条第2項又は第3項」を「同条第2項から第4項まで」に改め、「同じ。）」の次に「若しくは第20条の5第1項」を加え、同条第2項中「若しくは第14条の12の介護納付金賦課額」を「、第14条の12の介護納付金賦課額若しくは第14条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額」に、「若しくは第20条の4第1項」を「、第20条の4第1項の規定により減額する額若しくは第20条の5第1項」に改め、同条第3項中「若しくは第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額又は第14条の12の介護納付金賦課額」を「、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額、第14条の12の介護納付金賦課額又は第14条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第20条第1項中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同条第2項中「56万円」を「57万円」に改める。

第20条の3第1項中「又は第14条の10第1項第2号」を「、第14条の10第1項第2号又は第14条の20第1項第2号」に改める。

第20条の4第1項本文中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に改め、同項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項後段及び第3項後段中「66万円」を「67万円」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第11条の2第1項」と

あるのは「第14条の18」と、「第14条第1項第2号」とあるのは「第14条の20第1項第2号」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第20条の5 市長は、当該年度において世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する当該年度分の被保険者均等割額（18歳未満被保険者につき、第14条の20第1項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第20条、第20条の3、第20条の4第4項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）を減額する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 3 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 2 4 年北九州市条例第 6 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項の表以外の部分中「次の表の左欄に掲げる健康診断」の次に「又は健康診査(母子保健法(昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号)第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)」を加え、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表中

「

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------------	------------------

を

」

「

児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

に

」

改める。

第 2 7 条各号列記以外の部分中「乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)」を「乳幼児」に改める。

第 2 9 条第 6 項本文中「保育士」の次に「(福岡県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

付則に次の 1 項を加える。

8 第 4 8 条第 2 項本文の規定による保育士の数が 1 人となる場合には、当

分の間、同項ただし書の規定にかかわらず、同項の規定により置かなければならない保育士のうち1人は、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

(北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項の表の備考第1項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項の保育士登録及び福岡県の区域に係る児童福祉法第18条の28第2項の地域限定保育士登録」に改める。

付則に次の1項を加える。

11 第7条第3項の表各号の規定による職員の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書及び同項の表備考第1項の規定にかかわらず、第7条第3項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

(北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。)」を加える。

(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。  
付則に次の1項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所に関する経過措置）

5 第30条第2項各号又は第45条第2項各号の規定による保育士の数が1人となる場合には、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項の規定により置かなければならない保育士のうち1人は、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

（北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正）

第5条 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

付則に次の1項を加える。

8 第5条第1項本文の規定による職員の数が1人となる場合には、当分の間、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする事ができる。

（北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年北九州市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条、第10条第1項及び第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6） 利用定員

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条第1項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める

。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

#### 北九州市条例第14号

#### 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営に関する基準)

第4条 前条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、法第54条の3において準用する法第46条第3項に規定する内閣府

令で定める基準によるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 5 号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のごみ処理手数料の市が収集し、運搬し、及び処分する場合の臨時的に行うものの項中

「

特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に 5 0 0 円を加えた額
------	---

を

」

「

特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に 5 0 0 円を加えた額	
一時多量ごみ	1 0 0 キログラム又はその端数ごとに	2, 3 0 0 円

に、

」

「

上記以外のもの	家庭廃棄物	1 0 0 キログラム又はその端数ごとに	2, 3 0 0 円
	事業系一般廃棄物	1 0 0 キログラム又はその端数ごとに	2, 6 0 0 円

を

」

「

事業系一般廃棄物	1 0 0 キログラム又はその端数ごとに	3, 9 0 0 円
----------	----------------------	------------

に

」

改め、同表のごみ処理手数料の市長が指定する場所に自ら搬入する場合の項中「1 0 0 円」を「2 3 0 円」に改め、同表の備考第 3 項を同表の備考第 4 項とし、同表の備考第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 一時多量ごみとは、粗大ごみのうち、一時に多量に排出されるものをいう。

別表第2の焼却破砕処理費用（市長が指定する焼却施設又は破砕施設に自ら搬入する場合）の項中「100円」を「230円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

（令和9年8月31日までの間における事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の特例）

3 施行日から令和9年8月31日までの間は、改正後の別表第1のごみ処理手数料の市が収集し、運搬し、及び処分する場合の臨時的に行うものの事業系一般廃棄物の項の規定の適用については、同項中「3,900円」とあるのは、「3,100円」とする。

（令和9年8月31日までの間における市長が指定する場所に自ら搬入する場合のごみ処理手数料の特例）

4 施行日から令和9年8月31日までの間は、改正後の別表第1のごみ処理手数料の市長が指定する場所に自ら搬入する場合の項の規定の適用については、同項中「230円」とあるのは、「150円」とする。

（令和9年8月31日までの間における焼却破砕処理費用の特例）

5 施行日から令和9年8月31日までの間は、改正後の別表第2の焼却破砕処理費用（市長が指定する焼却施設又は破砕施設に自ら搬入する場合）の項の規定の適用については、同項中「230円」とあるのは、「150円」とする。

北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 6 号

北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

(北九州市中央卸売市場条例の一部改正)

第 1 条 北九州市中央卸売市場条例 (令和 2 年北九州市条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 5 2 条の次に次の 1 条を加える。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第 5 2 条の 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (平成 3 年法律第 5 9 号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。) 第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

(北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第 2 条 北九州市公設地方卸売市場条例 (令和 2 年北九州市条例第 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 6 条の次に次の 1 条を加える。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第 4 6 条の 2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場の取扱品目のうち、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律 (平成 3 年法律第 5 9 号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。) 第 4 2 条第 1 項に規定する指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 3 6 条各号に掲げる措置の内容

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 7 号

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例（昭和 4 1 年北九州市  
条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「いう。）」の次に「及び共同住宅」を加え、同条の表中  
「を特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、「非特定用途」を「  
共同住宅及び非特定用途」に改める。

第 3 条前段中「特定用途に供する部分（」を「特定用途（共同住宅を除く。  
）に供する部分（」に改め、「いう。）」の次に「並びに共同住宅」を、「を  
特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同条後段中「非特定用途  
」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 1 8 号

北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 1 条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和 4 6 年北九州市条例第 6 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「、2 級又は特 2 級」を「から 4 級まで」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成 2 8 年北九州市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第 1 0 条第 5 項中「4 級」を「6 級」に改める。

第 3 9 条第 4 項を削る。

別表第 1 のア 教育職給料表(3)の表中

「

2 級
給料月額
円
243,400
245,700
248,100
250,400
252,700
255,800
258,800
261,500

264,600  
265,400  
266,200  
267,200  
268,200  
269,300  
270,400  
271,500  
272,900  
274,300  
275,600  
277,200  
278,100  
279,800  
281,200  
282,900  
284,300  
286,400  
288,600  
291,200  
293,700  
297,000  
300,000  
303,100  
306,100  
309,100  
312,100  
315,000  
317,800  
319,900  
322,300  
324,900  
327,600  
328,800  
330,100

331,100  
332,400  
334,200  
335,800  
337,800  
339,400  
341,700  
343,600  
346,100  
348,100  
350,300  
352,400  
354,400  
356,500  
357,700  
359,100  
360,300  
361,400  
363,000  
364,500  
365,700  
367,300  
368,900  
370,700  
372,400  
373,800  
375,700  
377,300  
378,800  
380,200  
381,500  
382,900  
384,400  
385,600  
387,000

388,100  
389,400  
390,700  
392,300  
394,000  
395,500  
397,100  
398,700  
400,100  
401,400  
402,600  
404,300  
406,000  
407,700  
409,000  
409,700  
410,900  
411,900  
413,300  
414,200  
415,100  
416,000  
416,800  
417,300  
418,200  
419,000  
419,700  
420,500  
421,200  
421,900  
422,600  
423,500  
424,300  
424,900  
425,500

を

426, 200  
426, 900  
427, 500  
428, 100  
428, 500  
428, 900  
429, 200  
429, 500  
429, 800  
430, 100  
430, 300  
430, 500  
430, 600  
430, 800  
431, 000  
431, 200  
431, 400  
431, 600  
431, 800  
432, 000  
432, 200  
432, 500  
432, 700  
432, 900  
433, 200  
433, 400  
433, 600  
433, 800  
434, 100  
434, 300  
434, 500  
434, 700  
435, 000  
435, 300  
435, 500

435,700

435,900

436,200

436,400

436,600

基準給料月額

円

301,600

「

2 級

3 級

給料月額	給料月額
円	円
243,400	306,000
245,700	308,600
248,100	311,200
250,400	313,700
252,700	316,200
255,800	318,600
258,800	321,000
261,500	323,300
264,600	325,500
265,400	327,400
266,200	329,000
267,200	330,500
268,200	331,900
269,300	333,300
270,400	334,500
271,500	335,800
272,900	337,300
274,300	339,300
275,600	341,200
277,200	343,500
278,100	345,300
279,800	347,500
281,200	349,400
282,900	351,900
284,300	354,100
286,400	356,000
288,600	357,900
291,200	359,600
293,700	361,300
297,000	362,400
300,000	364,000
303,100	365,200

306,100	366,300
309,100	367,900
312,100	369,500
315,000	370,800
317,800	372,500
319,900	374,300
322,300	376,000
324,900	377,600
327,600	379,000
328,800	380,800
330,100	382,200
331,100	383,800
332,400	385,100
334,200	386,600
335,800	387,900
337,800	389,300
339,400	390,500
341,700	392,100
343,600	393,700
346,100	395,200
348,100	396,700
350,300	398,300
352,400	399,900
354,400	401,400
356,500	402,900
357,700	404,500
359,100	406,000
360,300	407,500
361,400	409,000
363,000	410,600
364,500	412,100
365,700	413,600
367,300	415,100
368,900	416,100
370,700	417,400

372,400	418,400
373,800	419,700
375,700	420,700
377,300	421,800
378,800	423,000
380,200	423,800
381,500	424,600
382,900	425,600
384,400	426,700
385,600	427,700
387,000	428,600
388,100	429,500
389,400	430,400
390,700	431,300
392,300	432,400
394,000	433,400
395,500	434,200
397,100	434,900
398,700	435,800
400,100	436,600
401,400	437,500
402,600	438,100
404,300	438,800
406,000	439,300
407,700	439,900
409,000	440,400
409,700	440,600
410,900	441,000
411,900	441,300
413,300	441,600
414,200	441,800
415,100	442,000
416,000	442,200
416,800	442,400
417,300	442,700

に、

418,200	442,900
419,000	443,100
419,700	443,300
420,500	443,600
421,200	443,800
421,900	444,000
422,600	444,200
423,500	444,500
424,300	444,700
424,900	444,900
425,500	445,100
426,200	445,400
426,900	445,600
427,500	445,800
428,100	446,000
428,500	
428,900	
429,200	
429,500	
429,800	
430,100	
430,300	
430,500	
430,600	
430,800	
431,000	
431,200	
431,400	
431,600	
431,800	
432,000	
432,200	
432,500	
432,700	
432,900	

433, 200
433, 400
433, 600
433, 800
434, 100
434, 300
434, 500
434, 700
435, 000
435, 300
435, 500
435, 700
435, 900
436, 200
436, 400
436, 600

基準給料月額	基準給料月額
円	円
301,600	316,000

」

「

特2級	3級	4級
-----	----	----

を

」

「

4級	5級	6級
----	----	----

に

」

改め、同表の備考第1項中「指導教諭」の次に「主務教諭」を加え、同表の備考第2項第1号中「3級」を「5級」に改め、同項第2号中「4級」を「6級」に改める。

別表第1のイ 教育職給料表（4）の表中

「

2級
給料月額
円
233,300
235,800
238,300
240,800
243,400
245,700
248,100
250,400
252,600
255,800
258,800

261,500  
264,600  
265,400  
266,200  
267,200  
268,200  
269,400  
270,600  
271,700  
272,900  
274,400  
275,700  
277,200  
278,000  
279,800  
281,300  
282,900  
284,300  
287,600  
290,800  
294,300  
297,800  
301,200  
304,400  
307,500  
310,500  
313,500  
316,400  
319,300  
322,000  
323,200  
324,600  
325,700  
327,500  
328,600

329,900  
331,200  
332,500  
333,900  
336,000  
337,900  
339,600  
341,700  
343,600  
345,900  
347,800  
350,100  
352,100  
354,300  
356,400  
357,800  
359,300  
360,900  
361,700  
363,100  
364,400  
365,700  
367,400  
369,100  
370,800  
372,400  
373,600  
375,200  
376,100  
377,300  
378,700  
380,100  
381,000  
382,400  
383,000

を

384,100  
385,300  
386,300  
387,900  
389,100  
390,400  
391,700  
392,800  
394,100  
395,100  
396,300  
397,400  
398,000  
398,700  
399,600  
400,000  
400,600  
401,200  
402,000  
402,800  
403,400  
404,300  
405,100  
405,500  
406,300  
407,000  
407,900  
408,500  
409,200  
409,900  
410,500  
411,100  
411,900  
412,600  
413,300

413,800  
414,500  
415,000  
415,600  
416,200  
416,700  
417,200  
417,700  
417,900  
418,200  
418,400  
418,700  
419,000  
419,300  
419,600  
419,800  
420,100  
420,300  
420,500  
420,700  
420,900  
421,100  
421,400  
421,600  
421,800  
422,100  
422,300  
422,500  
422,700  
423,000  
423,200  
423,400  
423,600  
423,700  
424,000

424,200
424,400
424,700
425,000
425,200
425,400
基準報酬月額
円
297,800

」  
「

2 級	3 級
給料月額	給料月額
円	円
233,300	310,400
235,800	312,500
238,300	314,500
240,800	316,500
243,400	318,400
245,700	320,300
248,100	322,100
250,400	323,900
252,600	325,600
255,800	327,300
258,800	328,900
261,500	330,400
264,600	331,800
265,400	333,000
266,200	334,400
267,200	335,800
268,200	337,300
269,400	339,100
270,600	341,300
271,700	343,400

272,900	345,100
274,400	347,400
275,700	349,200
277,200	351,700
278,000	353,900
279,800	355,900
281,300	357,800
282,900	359,800
284,300	361,300
287,600	362,500
290,800	364,000
294,300	365,400
297,800	366,500
301,200	367,900
304,400	369,500
307,500	370,800
310,500	372,500
313,500	374,100
316,400	375,600
319,300	377,000
322,000	378,100
323,200	379,700
324,600	380,700
325,700	381,900
327,500	383,200
328,600	384,500
329,900	385,700
331,200	386,900
332,500	388,100
333,900	389,400
336,000	390,600
337,900	391,800
339,600	393,000
341,700	394,300
343,600	395,500

345,900	396,700
347,800	397,900
350,100	399,100
352,100	400,300
354,300	401,500
356,400	402,700
357,800	403,500
359,300	404,200
360,900	405,000
361,700	405,800
363,100	406,400
364,400	407,200
365,700	408,000
367,400	408,900
369,100	409,700
370,800	410,600
372,400	411,500
373,600	412,200
375,200	413,000
376,100	413,800
377,300	414,700
378,700	415,400
380,100	416,100
381,000	416,800
382,400	417,500
383,000	418,100
384,100	418,900
385,300	419,600
386,300	420,200
387,900	420,800
389,100	421,400
390,400	421,900
391,700	422,600
392,800	423,000
394,100	423,500

に、

395,100	423,800
396,300	424,100
397,400	424,300
398,000	424,600
398,700	424,900
399,600	425,100
400,000	425,300
400,600	425,600
401,200	425,800
402,000	426,000
402,800	426,300
403,400	426,500
404,300	426,700
405,100	426,900
405,500	427,100
406,300	427,300
407,000	427,600
407,900	427,800
408,500	428,000
409,200	428,200
409,900	428,500
410,500	428,700
411,100	428,900
411,900	429,200
412,600	429,400
413,300	429,600
413,800	429,800
414,500	
415,000	
415,600	
416,200	
416,700	
417,200	
417,700	
417,900	

418,200	
418,400	
418,700	
419,000	
419,300	
419,600	
419,800	
420,100	
420,300	
420,500	
420,700	
420,900	
421,100	
421,400	
421,600	
421,800	
422,100	
422,300	
422,500	
422,700	
423,000	
423,200	
423,400	
423,600	
423,700	
424,000	
424,200	
424,400	
424,700	
425,000	
425,200	
425,400	
基準給料月額	基準給料月額
円	円

297,800	311,400
---------	---------

特 2 級	3 級	4 級	を
-------	-----	-----	---

4 級	5 級	6 級	に
-----	-----	-----	---

改め、同表の備考第 1 項中「指導教諭」の次に「主務教諭」を加え、同表の備考第 2 項第 1 号中「3 級」を「5 級」に改め、同項第 2 号中「4 級」を「6 級」に改める。

別表第 4 のア 教育職給料表（3）級別基準職務表の表中

2 級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	を
-----	--	---

2 級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	に、
3 級	特別支援学校の主務教諭の職務	

特 2 級	を
3 級	
4 級	

4 級	に改める。
5 級	
6 級	

別表第4のイ 教育職給料表（4）級別基準職務表の表中

「

2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務
----	--

を

」

「

2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務
3級	小学校又は中学校の主務教諭の職務

に、

」

「

特2級
3級
4級

を

」

「

4級
5級
6級

に改める。

」

別表第7の1の項中「、2級又は特2級」を「から4級まで」に、「2,700円」を「3,900円」に改める。

（北九州市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第3項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

別表第3のア 教育職給料表（1）の表中

「

2級
給料月額

円

254,300

256,800

259,400

261,800

264,600

265,400

266,200

267,200

268,200

269,300

270,400

271,500

272,900

274,300

275,600

277,200

278,100

279,800

281,200

282,900

284,300

286,400

288,600

291,200

293,700

297,000

300,000

303,100

306,100

309,100

312,100

315,000

317,800

319,900

322,300  
324,900  
327,600  
328,800  
330,100  
331,100  
332,400  
334,200  
335,800  
337,800  
339,400  
341,700  
343,600  
346,100  
348,100  
350,300  
352,400  
354,400  
356,500  
357,700  
359,100  
360,300  
361,400  
363,000  
364,500  
365,700  
367,300  
368,900  
370,700  
372,400  
373,800  
375,700  
377,300  
378,800  
380,200

381,500  
382,900  
384,400  
385,600  
387,000  
388,100  
389,400  
390,700  
392,300  
394,000  
395,500  
397,100  
398,700  
400,100  
401,400  
402,600  
404,300  
406,000  
407,700  
409,000  
409,700  
410,900  
411,900  
413,300  
414,200  
415,100  
416,000  
416,800  
417,300  
418,200  
419,000  
419,700  
420,500  
421,200  
421,900

を

422,600  
423,500  
424,300  
424,900  
425,500  
426,200  
426,900  
427,500  
428,100  
428,500  
428,900  
429,200  
429,500  
429,800  
430,100  
430,300  
430,500  
430,600  
430,800  
431,000  
431,200  
431,400  
431,600  
431,800  
432,000  
432,200  
432,500  
432,700  
432,900

基準給料月額
円 301,600

」  
「

2 級	3 級
給料月額	給料月額
円	円
254,300	306,000
256,800	308,600
259,400	311,200
261,800	313,700
264,600	316,200
265,400	318,600
266,200	321,000
267,200	323,300
268,200	325,500
269,300	327,400
270,400	329,000
271,500	330,500
272,900	331,900
274,300	333,300
275,600	334,500
277,200	335,800
278,100	337,300
279,800	339,300
281,200	341,200
282,900	343,500

284,300	345,300
286,400	347,500
288,600	349,400
291,200	351,900
293,700	354,100
297,000	356,000
300,000	357,900
303,100	359,600
306,100	361,300
309,100	362,400
312,100	364,000
315,000	365,200
317,800	366,300
319,900	367,900
322,300	369,500
324,900	370,800
327,600	372,500
328,800	374,300
330,100	376,000
331,100	377,600
332,400	379,000
334,200	380,800
335,800	382,200
337,800	383,800
339,400	385,100
341,700	386,600
343,600	387,900
346,100	389,300
348,100	390,500
350,300	392,100
352,400	393,700
354,400	395,200
356,500	396,700
357,700	398,300
359,100	399,900

360,300	401,400
361,400	402,900
363,000	404,500
364,500	406,000
365,700	407,500
367,300	409,000
368,900	410,600
370,700	412,100
372,400	413,600
373,800	415,100
375,700	416,100
377,300	417,400
378,800	418,400
380,200	419,700
381,500	420,700
382,900	421,800
384,400	423,000
385,600	423,800
387,000	424,600
388,100	425,600
389,400	426,700
390,700	427,700
392,300	428,600
394,000	429,500
395,500	430,400
397,100	431,300
398,700	432,400
400,100	433,400
401,400	434,200
402,600	434,900
404,300	435,800
406,000	436,600
407,700	437,500
409,000	438,100
409,700	438,800

に、

410,900	439,300
411,900	439,900
413,300	440,400
414,200	440,600
415,100	441,000
416,000	441,300
416,800	441,600
417,300	441,800
418,200	442,000
419,000	442,200
419,700	442,400
420,500	442,700
421,200	442,900
421,900	443,100
422,600	443,300
423,500	443,600
424,300	443,800
424,900	444,000
425,500	444,200
426,200	444,500
426,900	444,700
427,500	444,900
428,100	445,100
428,500	445,400
428,900	445,600
429,200	445,800
429,500	446,000
429,800	
430,100	
430,300	
430,500	
430,600	
430,800	
431,000	
431,200	

431,400	
431,600	
431,800	
432,000	
432,200	
432,500	
432,700	
432,900	
基準給料月額	基準給料月額
円	円
301,600	316,000

」

「

特2級	3級	4級
-----	----	----

を

」

「

4級	5級	6級
----	----	----

に

」

改め、同表の備考第1項中「指導教諭」の次に「主務教諭」を加え、同表の備考第2項第1号中「3級」を「5級」に改め、同項第2号中「4級」を「6級」に改める。

別表第9のア 教育職給料表（1）級別基準職務表の表中

2 級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	を
-----	------------------	---

2 級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	に、
3 級	高等学校の主務教諭の職務	

特 2 級	を
3 級	
4 級	

4 級	に改める。
5 級	
6 級	

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 1 の項中「、2 級又は特 2 級」を「から 4 級まで」に、「2, 7 0 0 円」を「3, 9 0 0 円」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例の一部改正)

第 5 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例（平成 2 9 年北九州市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 6 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 2 8 年北九州市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 施行日の前日において北九州市職員の給与に関する条例別表第3及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例別表1の給料表の適用を受けていた職員のうち、その者が属していた職務の級が付則別表の左欄に掲げられている職務の級であった職員（次項において「新級適用職員」という。）の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は対応する同表の右欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日において、その者が受けていた号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(教職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前項の規定の適用については、教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第2条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

- 6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

付則別表

職務の級の切替表

特2級	4級
3級	5級
4級	6級

北九州市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

## 北九州市条例第 1 9 号

北九州市職員定数条例等の一部を改正する条例

(北九州市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 北九州市職員定数条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員定数条例」に、「5 0 0 人」を「3 6 0 人」に改め、同項中「7, 6 6 0 人」を「7, 5 2 0 人」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 北九州市職員の給与に関する条例(昭和 3 8 年北九州市条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第 4 条第 1 項中「、義務教育等教員特別手当」を削る。

第 5 条第 1 項第 3 号アを次のように改める。

ア 教育職給料表(1) 削除

第 6 条第 3 号アを次のように改める。

ア 教育職給料表(1) 級別基準職務表削除

第 2 5 条の 3 を次のように改める。

第 2 5 条の 3 削除

第 2 5 条の 5 中「、第 2 0 条及び第 2 5 条の 3」を「及び第 2 0 条」に改める。

別表第 3 中「別表第 3 (第 5 条関係)」を「別表第 3」に改め、同表の ア 教育職給料表(1) の表を次のように改める。

ア 教育職給料表(1) 削除

別表第 9 中「別表第 9 (第 6 条関係)」を「別表第 9」に改め、同表の ア 教育職給料表(1) 級別基準職務表の表を次のように改める。

ア 教育職給料表(1) 級別基準職務表 削除

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 4 1 年北九州市条例

第43号)の一部を次のように改正する。

別表の10の項及び11の項を削る。

(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年北九州市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる教育職員」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。)別表第1のア 教育職給料表(3)又はイ 教育職給料表(4)の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級から4級までであるもの」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。

第4条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第6号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改め、同号を同条第4号とする。

第7条第1項中「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和38年北九州市条例第20号)又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改め、「給与条例第19条第2項又は」を削る。

付則第2項中「給与条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は」を削り、「若しくは第26項」を「又は第26項」に改め、「北九州市職員の給与に関する条例付則第63項、第65項若しくは第66項又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例(平成28年北九州市条例第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例

第2条第1号中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校

等（北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）第2条第1号に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）」に改め、「講師」の次に「、実習助手」を加え、「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、学校給食監理士及び一般事務員」に改め、同条第2号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、学校給食監理士及び一般事務員」に改める。

第4条第8号中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校等」に改める。

第6条第1項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州市条例第62号。以下「任期付条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教職員（以下「特定任期付教職員」という。）については、北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）第5条第1項第6号の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員の例による。

第7条第2項中「教職員」の次に「（特定任期付教職員を除く。）」を加える。

第10条第5項中「に定める教職員」の次に「及び特定任期付教職員」を加える。

第12条を次のように改める。

第12条 第10条の規定にかかわらず、特定任期付教職員の号給は、特定任期付教職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

2 特定任期付教職員の号給について、特別の事情により第7条第1項ただし書においてその例によることとされる北九州市職員の給与に関する条例別表第6の給料表に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（市長等の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第74号）別表に掲げる市長の給料月額（以下この項において「市長給料月額」という。）未満の額に限る。）又は市長給料月額に相当する額とすることができる。

3 第1項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。

第13条第1項中「北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年北九州市条例第62号。以下「任期付条例」という。）」を「任期付条例」に改める。

第27条中「第28条」を「次条」に改める。

第30条第1項中「にある教職員」の次に「又は特定任期付教職員」を加える。

第43条第1項中「次条」を「第44条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定任期付教職員に係る給料の調整額等に関する規定の適用除外）

第43条の2 第16条から第19条まで、第21条、第25条、第26条第2項、第27条及び第37条の規定は、特定任期付教職員には適用しない。

別表第1のア 教育職給料表（3）の表の備考第1項中「特別支援学校」の次に「及び高等学校」を、「講師」の次に「、実習助手」を加え、同表の備考第3項第2号中「及び養護助教諭」を「、養護助教諭及び実習助手」に改める。

別表第2の行政職給料表の表の備考第1項中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校等」に改め、「学校事務職員」の次に「、学校給食監理士及び一般事務員」を加える。

別表第3の医療職給料表（2）の表の備考第1項中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校等」に改める。

別表第4のア 教育職給料表（3）級別基準職務表の表の1級の項中「特別支援学校」の次に「又は高等学校」を加え、「又は寄宿舎指導員」を「、実習助手又は寄宿舎指導員」に改め、同表の2級から6級までの項中「特別支援学校」の次に「又は高等学校」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例

第1条並びに付則第6項及び付則第9項中「北九州市立の小学校、中学校

及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例(平成28年北九州市条例第59号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の旅費に関する条例

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

第1条中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校等(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年北九州市条例第64号)第2条第1号に規定する義務教育諸学校等をいう。)」に改め、「講師」の次に「、実習助手」を加え、「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、学校給食監理士及び一般事務員」に改める。

第6条第1項中「45分」を「60分」に改め、同条第2項を削る。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第9条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年北九州市条例第61号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の自己啓発等休業に関する条例

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与

に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第3条後段中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例の一部改正)

第10条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例(平成29年北九州市条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員定数条例

第1条中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「義務教育諸学校等(北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年北九州市条例第64号)第2条第1号に規定する義務教育諸学校等をいう。)」に改め、「講師」の次に「、実習助手」を、「寄宿舎指導員」の次に「、学校事務職員」を加え、「及び学校事務職員」を「、学校給食監理士及び一般事務員」に改める。

第2条中「5, 250人」を「5, 390人」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に第3条の規定による改正前の北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給されるべき特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に第2条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、引き続き第4条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例(以下「教職員給与条例」という。)の適用を受けることとなるもの(以下「高等学校の職員等」という。)の施行日における給料表の職務

の級及び号給については、人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した高等学校の職員等又は教育委員会の定めるこれに準ずる教職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 高等学校の職員等のうち、施行日の前日までに、給与条例により給与の口座振替の方法による支払について申出を行った者の当該申出は、教職員給与条例第3条第1項の規定による申出とみなす。
- 6 高等学校の職員等のうち、施行日の前日までに、給与条例により扶養手当に係る届出を行った者の当該届出は、教職員給与条例第19条第1項の規定による届出とみなす。
- 7 高等学校の職員等に係る令和9年6月1日を基準日とする期末手当について、教職員給与条例第32条第2項の規定を適用する場合における同項の基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間には、給与条例の規定の適用を受けていた施行日前の在職期間を含むものとする。
- 8 高等学校の職員等に係る令和9年6月1日を基準日とする勤勉手当について、教職員給与条例第35条第1項の規定を適用する場合における同項の基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況には、給与条例の規定の適用を受けていた施行日前の勤務の状況を含むものとする。
- 9 高等学校の職員等のうち、給与条例に定める休職者の給与についての規定の適用を受けていた者に係る教職員給与条例第47条第1項から第5項までの規定の適用については、給与条例の規定により休職に係る休職者の給与が支給された期間（給与が支給された期間を超え、無給となる期間を含む。）はこれらの項の規定による休職期間として経過したものとし、施行日以降の残期間については、同条第1項から第5項までの各項の規定の当該休職者の休職理由と対応する支給割合により、給与を支給するものとする。  
（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 10 高等学校の職員等の付則第17項の規定による改正前の北九州市職員退職手当支給条例による在職期間（以下「退職手当条例の適用期間」という。）は、第6条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例（以下「教職員退職手当条例」という。）による引き続いた在職期間とする。
- 11 退職手当条例の適用期間がある高等学校の職員等に対する教職員退職手

当条例第3条第1項及び付則第10項の規定の適用については、これらの項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額（北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号）の規定による給料の月額及び北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年北九州市条例第64号）第3条第1項の教職調整額を含む。）」とする。

- 12 退職手当条例の適用期間がある高等学校の職員等に対して教職員退職手当条例第4条の規定を適用する場合における同条第1項各号に掲げる教職員の区分は、退職手当条例の適用期間に就いていた職の職制上の段階、職務の級その他当該の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に教育委員会が定める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 13 施行日前に付則第19項の規定による改正前の北九州市旅費条例の規定により旅行命令又は旅行依頼を受けて施行日前に出発し、かつ、施行日後に完了する旅行に係る旅費については、第7条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の旅費に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 14 高等学校の職員等に係る付則第16項の規定による改正前の北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の規定に基づき行われた決定その他の行為は、第8条の規定による改正後の北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の相当規定に基づき行われたものとみなす。

（委任）

- 15 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に教育委員会が定める。

（北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

- 16 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

（北九州市職員退職手当支給条例の一部改正）

17 北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第34項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

（非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

18 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項後段中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

（北九州市旅費条例の一部改正）

19 北九州市旅費条例（昭和38年北九州市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の旅費に関する条例」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例の一部改正）

20 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例の一部改正）

21 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例（昭和63年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第6条の見出し及び同条第1項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 2 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北九州市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号カ中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

第 7 条第 1 項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

第 2 0 条第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に改める。

（公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

2 3 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例（平成 1 3 年北九州市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第 7 条第 1 項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）

2 4 北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 5 年北九州市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

（北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正）

2 5 北九州市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 2 1 年北九州市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の自己啓発等休業に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の自己啓発等休業に関する条例」に改める。

（北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

2 6 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

第10条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第11条第1項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

2 7 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年北九州市条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第7項本文中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

2 8 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第46項の見出し及び同項中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

2 9 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例」に改める。

第4条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

（北九州市退職手当基金条例の一部改正）

30 北九州市退職手当基金条例（令和5年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例」を「北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例」に改める。

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 0 号

北九州市介護保険条例の一部を改正する条例

北九州市介護保険条例（平成 1 2 年北九州市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 2 項中「）に所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得」を「付則第 1 5 項から付則第 1 9 項までにおいて同じ。）に給与所得（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。付則第 1 5 項から付則第 1 9 項までにおいて同じ。）」に改める。

付則に次の 5 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

1 5 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において北九州市に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において北九州市に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万 1, 0 0 0 円以上 6 5 万 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 1 0 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア、第 1 4 号ア及び第 1 5 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同

条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項

若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

- 18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において北九州市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において北九州市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除

して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

19 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第10条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当す

るときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 1 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号本文中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 5 0 0 円」を「1 万 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「1 0 0 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「4 3 3 円を、第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

1 2, 9 0 0 円	1 3, 7 0 0 円	1 4, 5 0 0 円
1 1, 3 0 0 円	1 2, 1 0 0 円	1 2, 9 0 0 円
9, 7 0 0 円	1 0, 5 0 0 円	1 1, 3 0 0 円

を

」

「

1 3, 3 4 0 円	1 4, 1 7 0 円	1 5, 0 0 0 円
1 1, 6 7 0 円	1 2, 5 0 0 円	1 3, 3 4 0 円
1 0, 0 0 0 円	1 0, 8 4 0 円	1 1, 6 7 0 円

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第 3 条第 1 項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 2 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第

6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 4 号

北九州市介護保険の実施に関する規則の一部を改正する規則

北九州市介護保険の実施に関する規則（平成 1 2 年北九州市規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項前段中「令和 8 年 2 月 2 8 日」を「令和 9 年 2 月 2 8 日」に改める。

付則第 4 項中「令和 8 年 3 月」を「令和 9 年 3 月」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行し、同年 3 月 1 日から適用する。

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 5 号

北九州市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する等の規則  
(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和 4 3 年北九州市規則第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項及び第 4 項を削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項を第 3 項とし、第 7 項を第 4 項とする。

第 7 条第 3 号を削る。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は第 1 4 条の 1 2」を「、第 1 4 条の 1 2 又は第 1 4 条の 1 7」に改め、同項第 1 号ア及びイ以外の部分中「地方税法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び」を「地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び」に改め、「第 8 条第 2 項」を「(昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号)第 8 条第 2 項(同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。)」に、「同条第 4 項」を「同法第 8 条第 4 項(同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。)」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 4 4 年法律第 4 6 号)」に改め、同項第 1 号ア中「被保険者均等割の」を「被保険者均等割及び 1 8 歳以上被保険者均等割の」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第 2 号ア及びイ以外の部分中「3 0 万 5, 0 0 0 円」を「3 1 万円」に改め、同項第 2 号ア中「被保険者均等割の」を「被保険者均等割及び 1 8 歳以上被保険者均等割の」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「5 6 万円」を「5 7 万円」に、「又は第 1 4 条の 1 2」を「、第 1 4 条の 1 2 又は第 1 4 条の 1 7」に改め、同項第 1 号中「被保険者均等割の」を「被保険者均等割及び 1 8 歳以上被保険者均等割の」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」に改める。

第 8 条の 2 中「第 6 条第 1 項及び」を削る。

第 1 0 条第 1 項各号列記以外の部分中「。次頁」を「、子ども・子育て支援納付金賦課額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額である納付義務者に

については当該子ども・子育て支援納付金賦課額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を除いた額。次項」に、「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同条第2項中「及び第14条の15第1項第1号」を「、第14条の15第1項第1号及び第14条の20第1項第1号」に改め、同条第3項第1号イ及び同項第2号イ中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

付則中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、第10項を削り、第11項を第8項とし、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

(北九州市国民健康保険料納付組合規則の廃止)

第2条 北九州市国民健康保険料納付組合規則(昭和43年北九州市規則第42号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北九州市国民健康保険条例施行規則第6条、第8条、第8条の2及び第10条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

3 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第2条国保年金課保険係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く。)の項第6号及び同条国保年金課保険料係(小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る。)の項第2号を削る。

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 6 号

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び非特定用途の両方の用途に供する部分」を「（共同住宅を除く。）に供し、かつ、共同住宅又は非特定用途に供する部分（以下「非特定部分」という。）」に改める。

第 3 号様式正本中「印」を削り、

合 計	を	合 計	に、
平 方		平 方	
メ ー ト ル		メ ー ト ル	

※	受 付	年 月 日 第 号				処理通知	
	受 理	年 月 日 第 号				月 日	
決 裁 欄	担 当 者	係 員	係 長	課 長			を

※	受 付	年 月 日 第 号				処理通知	
	受 理	年 月 日 第 号				月 日	

に改める。

第 4 号様式正本中「印」を削り、同様式副本中

印	を
	に改める。

第 5 号様式中「印」を削る。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

#### 北九州市規則第 1 7 号

北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年北九州市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（公示による通知の方法）

第 3 条の 2 条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第 1 号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

（2） インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第 1 6 条第 1 項中「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 8 号

北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市印鑑条例施行規則（昭和 3 8 年北九州市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 1 項様式中「第 8 条関係」を「第 6 条関係」に改める。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 6 条関係）

		照会 No. _____
		年 月 日
様	北九州市	区長 印
照 会 書		
本日あなたの印鑑の登録の申請がありましたので、照会いたします。あなたの意思によるものに相違なければ、下記の回答書に記入し、____月____日までに本庁出先（共通）にご持参ください。		
—回答書を持参する際は、ご本人を証明するもの（健康保険証の資格確認書など）を提示してください。なお、代理人に依頼するときは、あなた自身及び代理人自身を証明するものが必要です。		
(注意) 1 必ず、ご本人が記入してください。		
2 登録する印鑑の印影を確認のうえ、同一印を確認印の		
欄に押してください。		
3 郵送されたり、上記期限までに持参されないときは、		
印鑑の登録の申請は無効になります。		
4 上記期限までに転出予定となるかたは、その日が期限		
となります。		
_____ 切り離さずに持参してください _____		
回 答 書		No. _____
北九州市	区長 様	年 月 日
住所	北九州市	(登録する印鑑)
氏名	_____ (生年月日) 年 月 日	
照会を受けた印鑑の登録の申請については、私の意思によりしたことに相違ありません。		
委 任 状 (あなたが、この回答書を代理人に持参させる場合は、下記の代理人欄に記入し印鑑を押してください。)		
(委任するご本人の登録する印鑑)		
下記の者を代理人として、私の印鑑登録証の交付を受ける権限を委任しました。		
代理人 (手続に来られるかた)	住所	_____
	氏名	_____ (生年月日) 年 月 日

付 則  
(施行規日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市告示第90号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、法第51条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所の名称及び所在地	事業者の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
障がい福祉サービス てんま 北九州市八幡西区真名子一丁目6番34号	株式会社天馬 代表取締役 西迫 信 福岡県中間市桜台一丁目8番22号	身体障害者 知的障害者 精神障害者	40167 01577

2 取消年月日

令和8年3月31日

北九州市告示第 9 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の収納（徴収及び支出）について、指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 3 月 2 5 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 9 4	井ノ浦港線	前	北九州市門司区大字恒見 1 3 6 0 番 1 地先から 北九州市門司区吉志三丁目 9 3 3 番 1 地先まで	6.9 ～ 11.5	2,393.5
		後	北九州市門司区大字恒見 1 3 6 0 番 2 3 地先から 北九州市門司区吉志三丁目 9 3 3 番 1 地先まで	6.9 ～ 11.5	2,393.4
2 5 4	須磨園南原曾根線	前	北九州市小倉南区朽網東四丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで	4.1 ～ 22.2	4,865.0
		後	北九州市小倉南区朽網東四丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで	4.1 ～ 22.2	4,864.8

北九州市告示第 93 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 8 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
294	井ノ浦港線	北九州市門司区大字恒見 1360 番 23 地先から 北九州市門司区吉志三丁目 933 番 1 地先まで
254	須磨園南原曾根線	北九州市小倉南区朽網東四丁目 94 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2112 番 1 地先まで

北九州市告示第 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7 1 1 4	永犬丸 2 2 4 号線	八幡西区永犬丸二丁目 2 4 1 5 番 1 地先から 八幡西区永犬丸二丁目 2 4 1 6 番 4 地先まで	5.0	24.5
7 1 4 0	永犬丸 東町 5 9 号線	八幡西区永犬丸東町三丁目 3 番 3 地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 3 番 2 地先まで	4.0 ～ 4.3	75.8

北九州市告示第 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 9 9 6	新原町 4 号線	前	門司区新原町 1 1 番 2 地先 から 門司区新原町 2 1 番 5 地先 まで	7.9 ～ 16.0	329.1
		後	門司区新原町 1 1 番 2 地先 から 門司区新原町 2 1 番 5 地先 まで	7.9 ～ 16.0	328.9
1 9 9 8	新原町 6 号線	前	門司区新原町 9 番 1 地先か ら 門司区新原町 1 1 番 6 地先 まで	5.8 ～ 8.6	277.3
		後	門司区新原町 9 番 1 地先か ら 門司区新原町 1 1 番 6 地先 まで	5.8 ～ 8.6	277.7
2 0 0 2	新原町 1 0 号 線	前	門司区新原町 8 番 1 地先か ら 門司区新原町 1 0 番 3 地先 まで	3.8 ～ 4.9	215.7

		後	門司区新原町 8 番 1 地先から 門司区新原町 1 0 番 3 地先まで	3.5 ～ 4.9	215.8
2 0 0 3	新原町 1 1 号 線	前	門司区新原町 1 0 番 3 地先から 門司区新原町 1 2 番 1 1 地先まで	4.1 ～ 5.0	136.5
		後	門司区新原町 1 0 番 3 地先から 門司区新原町 1 2 番 1 1 地先まで	4.4 ～ 6.0	136.9
2 9 4 7	吉志 1 6 3 号 線	前	門司区大字吉志 9 5 8 番 1 2 地先から 門司区大字吉志 9 5 8 番 3 地先まで	5.0	39.2
		後	門司区吉志二丁目 9 5 8 番 1 2 地先から 門司区吉志二丁目 9 5 8 番 3 地先まで	5.0	39.0
1 6 1 7	清水 1 号線	前	小倉北区清水二丁目 5 2 0 番 2 地先から 小倉北区清水二丁目 5 3 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 3.8	203.3
		後	小倉北区清水二丁目 5 2 0 番 2 地先から 小倉北区清水二丁目 5 3 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 3.2	203.0
1 6 1 9	清水 3 号線	前	小倉北区清水三丁目 9 番 1 地先から 小倉北区清水二丁目鉄道踏 切まで	5.2 ～ 8.4	462.3

		後	小倉北区清水三丁目9番1 地先から 小倉北区清水二丁目清水小 学校踏切まで	5.2 ～ 10.2	462.0
1625	清水9 号線	前	小倉北区清水二丁目47番 地先から 小倉北区清水二丁目232 3番地先まで	5.6 ～ 8.4	101.0
		後	小倉北区清水二丁目47番 地先から 小倉北区清水二丁目232 3番地先まで	7.4 ～ 8.6	100.6
1640	清水2 4号線	前	小倉北区清水二丁目4番地 先から 小倉北区清水二丁目533 番1地先まで	1.5 ～ 2.6	131.9
		後	小倉北区清水二丁目4番地 先から 小倉北区清水二丁目533 番1地先まで	1.5 ～ 2.6	132.1
3318	高峰町 13号 線	前	小倉北区高峰町21番5地 先から 小倉北区高峰町21番23 地先まで	6.0	59.5
		後	小倉北区高峰町21番5地 先から 小倉北区高峰町21番23 地先まで	6.0	59.5
503	貫2号 線	前	小倉南区大字貫1671番 1地先から 小倉南区下貫四丁目城田橋 まで	3.5 ～ 8.0	1,421.4

		後	小倉南区大字貫 1 6 7 1 番 1 地先から 小倉南区下貫四丁目城田橋 まで	3.5 ～ 8.0	1,421.1
1 6 1 0	朽網 7 7 号線	前	小倉南区大字朽網 7 6 番地 先から 小倉南区大字朽網 7 5 番 2 地先まで	4.4 ～ 7.6	63.8
		後	小倉南区大字朽網 7 6 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 7 5 番 2 地先まで	4.4 ～ 4.8	64.3
1 6 1 4	朽網 8 1 号線	前	小倉南区朽網東四丁目 1 1 6 番 1 地先から 小倉南区朽網東五丁目 4 6 6 番 1 3 地先まで	1.0 ～ 6.2	347.0
		後	小倉南区朽網東四丁目 1 1 6 番 1 地先から 小倉南区朽網東五丁目 4 6 6 番 1 3 地先まで	1.0 ～ 6.2	347.0
3 3 5 4	貫 1 2 3 号線	前	小倉南区大字貫 2 3 2 6 番 1 地先から 小倉南区大字貫 2 3 0 1 番 地先まで	1.8 ～ 5.3	166.6
		後	小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 2 6 番 1 地先から 小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 0 4 番 1 地先まで	1.8 ～ 6.0	161.7
4 4 7 1	朽網 2 4 0 号 線	前	小倉南区朽網西三丁目 1 6 0 3 番 1 4 地先から 小倉南区朽網西三丁目 1 6 0 5 番 1 6 地先まで	5.0 ～ 6.1	62.6

		後	小倉南区朽網西三丁目16 03番14地先から 小倉南区朽網西三丁目16 05番16地先まで	5.0 ～ 6.1	62.6
5709	貫32 5号線	前	小倉南区大字貫1698番 2地先から 小倉南区大字貫1695番 4地先まで	5.0 ～ 5.9	65.3
		後	小倉南区大字貫1698番 1地先から 小倉南区大字貫2301番 地先まで	5.0 ～ 7.0	65.2
5811	朽網東 17号 線	前	小倉南区朽網東四丁目13 7番4地先から 小倉南区朽網東四丁目14 0番12地先まで	6.0 ～ 10.0	212.9
		後	小倉南区朽網東四丁目13 7番4地先から 小倉南区朽網東四丁目14 0番12地先まで	5.0 ～ 6.0	212.2
5812	朽網東 18号 線	前	小倉南区朽網東四丁目14 0番2地先から 小倉南区朽網東四丁目14 1番5地先まで	2.7 ～ 2.8	20.3
		後	小倉南区朽網東四丁目13 4番7地先から 小倉南区朽網東四丁目14 1番2地先まで	2.7 ～ 3.1	21.8
5956	貫33 5号線	前	小倉南区大字貫2301番 地先から 小倉南区大字貫2307番 1地先まで	5.0 ～ 5.8	53.5

		後	小倉南区大字貫 2 3 0 1 番 地先から 小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 0 7 番 1 地先まで	5.0 ～ 5.8	57.5
5 0 9	沖田下 上津役 1 号線	前	八幡西区沖田三丁目 2 8 7 9 番 1 8 9 地先から 八幡西区下上津役一丁目 3 1 0 5 番 3 地先まで	13.0 ～ 22.2	540.6
		後	八幡西区沖田三丁目 2 8 7 9 番 1 8 9 地先から 八幡西区下上津役一丁目 3 1 0 5 番 3 地先まで	13.0 ～ 22.2	540.4
5 3 0	野面笹 田 1 号 線	前	八幡西区大字野面 7 2 8 番 1 地先から 八幡西区大字笹田 9 2 0 番 2 地先まで	5.3 ～ 14.1	1,722.4
		後	八幡西区大字野面 7 2 8 番 1 地先から 八幡西区大字笹田 9 2 0 番 2 地先まで	5.3 ～ 14.1	1,722.6
1 2 7 8	市瀬 1 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 1 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 5 地先まで	5.0 ～ 9.3	488.6
		後	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 1 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 5 地先まで	5.0 ～ 10.3	489.1
1 2 7 9	市瀬 2 号線	前	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 5 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 9 4 番地先まで	1.6 ～ 2.9	103.3

		後	八幡西区市瀬一丁目111 5番2地先から 八幡西区市瀬一丁目108 2番4地先まで	3.0 ～ 6.0	100.2
1281	市瀬4 号線	前	八幡西区市瀬一丁目108 2番1地先から 八幡西区市瀬一丁目969 番4地先まで	1.8 ～ 4.0	224.8
		後	八幡西区市瀬一丁目108 2番1地先から 八幡西区市瀬一丁目969 番4地先まで	1.8 ～ 5.1	224.4
1292	市瀬1 5号線	前	八幡西区市瀬二丁目125 1番2地先から 八幡西区市瀬二丁目108 1番1地先まで	0.8 ～ 19.5	183.8
		後	八幡西区市瀬二丁目125 1番2地先から 八幡西区市瀬二丁目108 1番1地先まで	0.7 ～ 3.2	184.0
1443	永犬丸 19号 線	前	八幡西区永犬丸二丁目24 40番186地先から 八幡西区永犬丸二丁目23 41番373地先まで	1.0 ～ 4.5	302.6
		後	八幡西区永犬丸二丁目24 40番186地先から 八幡西区永犬丸二丁目23 41番373地先まで	1.0 ～ 5.5	303.0
1717	永犬丸 東町4 1号線	前	八幡西区永犬丸東町三丁目 46番40地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 31番9地先まで	2.8 ～ 10.1	116.7

		後	八幡西区永犬丸東町三丁目 46番67地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 31番9地先まで	2.2 ～ 4.3	133.1
1718	永犬丸 東町4 2号線	前	八幡西区永犬丸東町三丁目 46番23地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 31番1地先まで	3.5 ～ 6.5	115.9
		後	八幡西区永犬丸東町三丁目 46番23地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 31番1地先まで	3.9 ～ 6.7	115.6
1902	沖田5 4号線	前	八幡西区沖田四丁目287 9番203地先から 八幡西区沖田四丁目144 8番21地先まで	5.8 ～ 13.4	450.2
		後	八幡西区沖田四丁目287 9番203地先から 八幡西区沖田四丁目144 8番21地先まで	5.8 ～ 8.5	451.3
3479	下上津 役66 号線	前	八幡西区沖田四丁目10番 地先から 八幡西区沖田四丁目15番 地先まで	3.5 ～ 4.0	74.1
		後	八幡西区沖田四丁目10番 地先から 八幡西区沖田四丁目15番 地先まで	3.5 ～ 4.0	72.9
4202	野面1 5号線	前	八幡西区大字野面1912 番地先から 八幡西区大字野面2205 番2地先まで	4.3 ～ 10.0	325.9

		後	八幡西区大字野面瓦田橋から 八幡西区大字野面2005番1地先まで	4.3 ～ 10.0	340.4
4206	野面19号線	前	八幡西区大字野面1658番1地先から 八幡西区大字野面1659番3地先まで	2.8 ～ 3.4	51.9
		後	八幡西区大字野面1658番1地先から 八幡西区大字野面1659番2地先まで	2.8 ～ 4.2	51.8
5782	永犬丸東町三ヶ森1号線	前	八幡西区永犬丸東町三丁目1番1地先から 八幡西区三ヶ森四丁目59番1地先まで	11.8 ～ 21.0	740.2
		後	八幡西区永犬丸東町三丁目1番1地先から 八幡西区三ヶ森四丁目59番1地先まで	11.8 ～ 17.0	739.9
5863	永犬丸東町53号線	前	八幡西区永犬丸東町三丁目3番地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目4番11地先まで	3.7 ～ 4.1	30.6
		後	八幡西区永犬丸東町三丁目3番2地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目4番11地先まで	4.2 ～ 4.5	30.1

北九州市告示第 96 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 8 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1996	新原町 4 号線	門司区新原町 1 1 番 2 地先から 門司区新原町 2 1 番 5 地先まで
1998	新原町 6 号線	門司区新原町 9 番 1 地先から 門司区新原町 1 1 番 6 地先まで
2002	新原町 1 0 号線	門司区新原町 8 番 1 地先から 門司区新原町 1 0 番 3 地先まで
2003	新原町 1 1 号線	門司区新原町 1 0 番 3 地先から 門司区新原町 1 2 番 1 1 地先まで
2947	吉志 1 6 3 号線	門司区吉志二丁目 9 5 8 番 1 2 地先から 門司区吉志二丁目 9 5 8 番 3 地先まで
1617	清水 1 号線	小倉北区清水二丁目 5 2 0 番 2 地先から 小倉北区清水二丁目 5 3 0 番 1 地先まで
1619	清水 3 号線	小倉北区清水三丁目 9 番 1 地先から 小倉北区清水二丁目清水小学校踏切まで
1625	清水 9 号線	小倉北区清水二丁目 4 7 番地先から 小倉北区清水二丁目 2 3 2 3 番地先まで
1640	清水 2 4 号線	小倉北区清水二丁目 4 番地先から 小倉北区清水二丁目 5 3 3 番 1 地先まで
503	貫 2 号線	小倉南区大字貫 1 6 7 1 番 1 地先から

		小倉南区下貫四丁目城田橋まで
1 6 1 0	朽網 7 7 号線	小倉南区大字朽網 7 6 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 7 5 番 2 地先まで
1 6 1 4	朽網 8 1 号線	小倉南区朽網東四丁目 1 1 6 番 1 地先から 小倉南区朽網東五丁目 4 6 6 番 1 3 地先まで
3 3 5 4	貫 1 2 3 号線	小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 2 6 番 1 地先から 小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 0 4 番 1 地先まで
4 4 7 1	朽網 2 4 0 号線	小倉南区朽網西三丁目 1 6 0 3 番 1 4 地先から 小倉南区朽網西三丁目 1 6 0 5 番 1 6 地先まで
5 7 0 9	貫 3 2 5 号線	小倉南区大字貫 1 6 9 8 番 1 地先から 小倉南区大字貫 2 3 0 1 番地先まで
5 8 1 1	朽網東 1 7 号線	小倉南区朽網東四丁目 1 3 7 番 4 地先から 小倉南区朽網東四丁目 1 4 0 番 1 2 地先まで
5 8 1 2	朽網東 1 8 号線	小倉南区朽網東四丁目 1 3 4 番 7 地先から 小倉南区朽網東四丁目 1 4 1 番 2 地先まで
5 9 5 6	貫 3 3 5 号線	小倉南区大字貫 2 3 0 1 番地先から 小倉南区貫弥生が丘四丁目 2 3 0 7 番 1 地先まで
5 0 9	沖田下上 津役 1 号 線	八幡西区沖田三丁目 2 8 7 9 番 1 8 9 地先から 八幡西区下上津役一丁目 3 1 0 5 番 3 地先まで
5 3 0	野面笹田 1 号線	八幡西区大字野面 7 2 8 番 1 地先から 八幡西区大字笹田 9 2 0 番 2 地先まで
1 2 7 8	市瀬 1 号 線	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 1 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 7 2 9 番 5 地先まで
1 2 7 9	市瀬 2 号 線	八幡西区市瀬一丁目 1 1 1 5 番 2 地先から 八幡西区市瀬一丁目 1 0 8 2 番 4 地先まで
1 2 8 1	市瀬 4 号 線	八幡西区市瀬一丁目 1 0 8 2 番 1 地先から 八幡西区市瀬一丁目 9 6 9 番 4 地先まで

1 2 9 2	市瀬 1 5 号線	八幡西区市瀬二丁目 1 2 5 1 番 2 地先から 八幡西区市瀬二丁目 1 0 8 1 番 1 地先まで
1 4 4 3	永犬丸 1 9 号線	八幡西区永犬丸二丁目 2 4 4 0 番 1 8 6 地先から 八幡西区永犬丸二丁目 2 3 4 1 番 3 7 3 地先まで
1 7 1 7	永犬丸東 町 4 1 号 線	八幡西区永犬丸東町三丁目 4 6 番 6 7 地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 3 1 番 9 地先まで
1 7 1 8	永犬丸東 町 4 2 号 線	八幡西区永犬丸東町三丁目 4 6 番 2 3 地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 3 1 番 1 地先まで
1 9 0 2	沖田 5 4 号線	八幡西区沖田四丁目 2 8 7 9 番 2 0 3 地先から 八幡西区沖田四丁目 1 4 4 8 番 2 1 地先まで
3 4 7 9	下上津役 6 6 号線	八幡西区沖田四丁目 1 0 番地先から 八幡西区沖田四丁目 1 5 番地先まで
4 2 0 2	野面 1 5 号線	八幡西区大字野面瓦田橋から 八幡西区大字野面 2 0 0 5 番 1 地先まで
5 7 8 2	永犬丸東 町三ヶ森 1 号線	八幡西区永犬丸東町三丁目 1 番 1 地先から 八幡西区三ヶ森四丁目 5 9 番 1 地先まで
5 8 6 3	永犬丸東 町 5 3 号 線	八幡西区永犬丸東町三丁目 3 番 2 地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 4 番 1 1 地先まで
7 1 1 4	永犬丸 2 2 4 号線	八幡西区永犬丸二丁目 2 4 1 5 番 1 地先から 八幡西区永犬丸二丁目 2 4 1 6 番 4 地先まで
7 1 4 0	永犬丸東 町 5 9 号 線	八幡西区永犬丸東町三丁目 3 番 3 地先から 八幡西区永犬丸東町三丁目 3 番 2 地先まで

北九州市告示第 9 7 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市立美術館における観覧料並びに市が開催する展覧会の観覧料及び図録代の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務 取扱者として 指定した日	指定公金事務 取扱者に公金 事務を委託し た日	委託期間
名 称	住 所			
西部ビル管 理株式会社	北九州市戸 畑区幸町 1 番 1 9 号	令和 8 年 3 月 1 9 日	令和 8 年 3 月 1 9 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 9 8 号

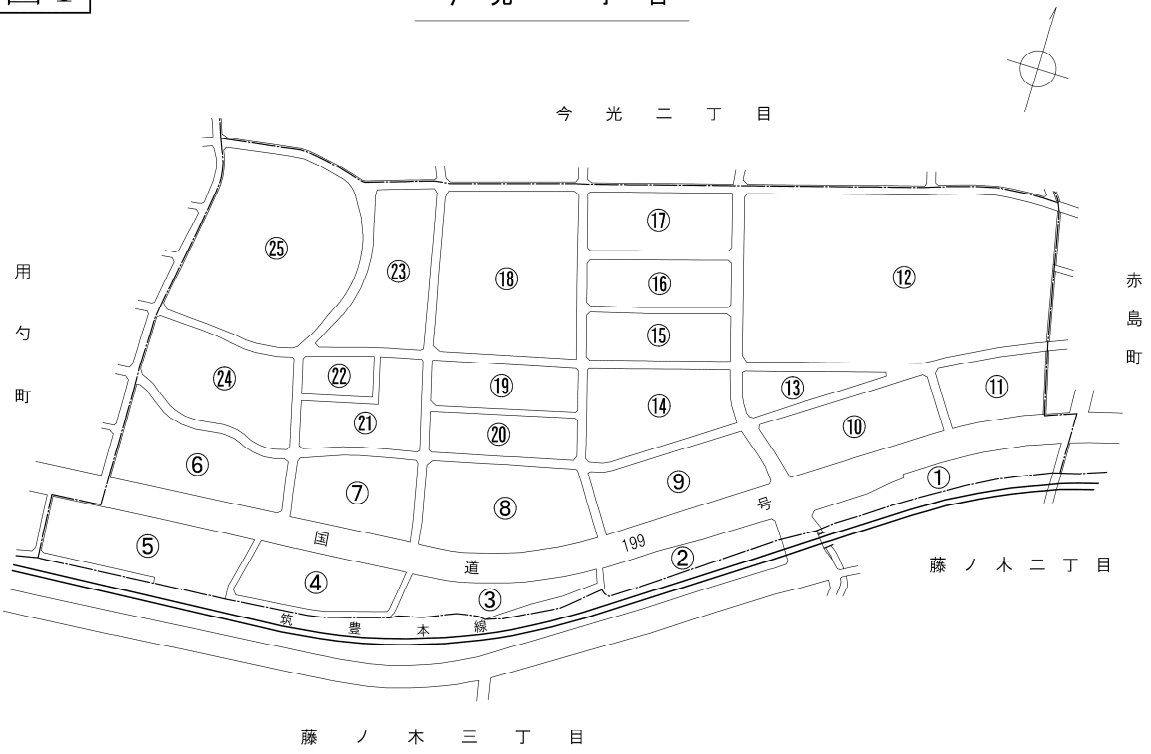
北九州市住居表示に関する条例（昭和 4 1 年北九州市条例第 4 号）第 2 条の規定により、別図 1 の北九州市若松区今光一丁目 2 5 番の街区の区域を別図 2 のとおり変更するとともに、別図 1 の同区今光一丁目の区域について別図 2 のとおり街区を増設し、令和 8 年 3 月 3 1 日から実施するので告示する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

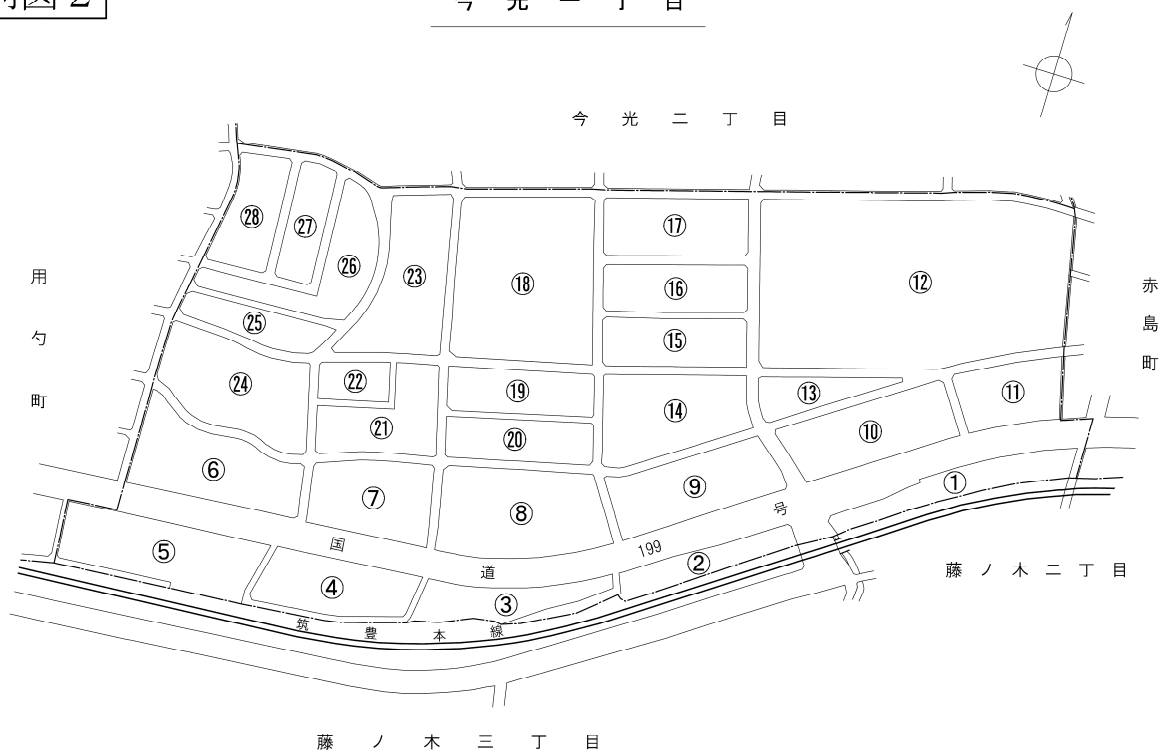
別図 1

今 光 一 丁 目



別図 2

今 光 一 丁 目



北九州市告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、し尿処理手数料の収納事務について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名 称	住 所			
一般社団法人 北九州市環境 保全協会	北九州市若松 区南二島五丁 目 1 番 1 6 号	令和 8 年 3 月 2 6 日	令和 8 年 3 月 2 6 日	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 1 8 号

都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 1 項の規定により作成した北九州市立地適正化計画を変更したので、同条第 2 4 項において準用する同条第 2 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 変更に係る事項

都市機能誘導区域で講じる施策

防災・減災対策の取組施策、スケジュール

2 公表の日

令和 8 年 3 月 3 1 日

3 公表の方法

北九州市都市戦略局計画部都市計画課のホームページ（[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/079\\_00017.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/079_00017.html)）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区城内 1 番 1 号）に備え付けて一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 1 9 号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 8 1 2	北九州市立折尾み んなのレール公園	北九州市八幡西区 西折尾町 1 2 番	北九州市八幡西区 西折尾町 1 2 番の 一部

2 供用開始の期日

令和 8 年 3 月 3 1 日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 220 号

都市公園の区域を変更するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 14 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

1 区域を変更する都市公園の名称、位置及び変更に係る区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
3 6 1 4	北九州市立朽網公園	北九州市小倉南区 朽網西二丁目 28 番	北九州市小倉南区 朽網西二丁目 28 番の一部

2 変更の期日

令和 8 年 3 月 31 日

なお、変更に係る区域を示す図面を、北九州市都市整備局河川公園部公園管理課においてこの公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 2 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区足立二丁目 1 5 番 3 及び 1 5 番 3 9 から 1 5 番 4 5 ま で	福岡市博多区博多駅前一丁目 2 番 5 号 積水ハウス不動産株式会社 西日 本営業本部 執行役員 西日本営業本部長 吉 川隆史

北九州市公告第 2 2 2 号

総合特別区域法施行規則（平成 2 3 年内閣府令第 3 9 号）第 1 7 条第 8 項に基づき、指定法人の指定の有効期間を変更したので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

法人の名称	指定年月日	変更前の指定の有効期間	変更後の指定の有効期間	変更年月日
東邦チタニウム株式会社	令和 5 年 9 月 8 日	令和 8 年 3 月 3 1 日まで	令和 8 年 8 月 3 1 日まで	令和 8 年 3 月 2 5 日

北九州市公告第 2 2 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
門司総合特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
西鉄バス北九州株式会社  
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額  
2 億 7, 8 3 5 万 2, 4 7 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 4 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
小倉南特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
西鉄バス北九州株式会社  
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額  
2 億 7, 6 4 6 万 8 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
小倉総合特別支援学校 E V スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 落札金額  
8, 5 8 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
小倉総合特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
西鉄バス北九州株式会社  
北九州市小倉北区砂津一丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額  
3 億 1, 3 8 6 万 4, 3 2 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 7 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
小倉北特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 落札金額  
2 億 7, 6 1 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 2 2 8 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 特定役務の名称及び数量  
小池特別支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 8 年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
北九州市交通局  
北九州市若松区東小石町 3 番 1 号
- 5 落札金額  
1 億 8, 7 0 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 7 年 1 2 月 2 6 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市訓令第4号

庁中一般

令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市長 武内和久

令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程を廃止する訓令

令和7年国勢調査北九州市実施本部設置規程（令和7年北九州市訓令第2号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市消防局訓令第4号

庁中一般

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
。

令和8年3月31日

北九州市消防長 岸 本 孝 司

北九州市消防局部長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市消防局部長以下専決規程（昭和61年北九州市消防局訓令第3号）  
の一部を次のように改正する。

別表のサービスの休暇の付与の項備考の欄第2項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則（昭和39年北九州市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「1週間について」を「、4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改める。

第10条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理者は、第11条の2の規定により勤務時間を割り振る場合において、同条の申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときは、第1項の規定にかかわらず、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより別に休憩時間を置くことができる。

第11条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

4 管理者は、職員（管理者が別に定める職員を除く。以下この項、次条から第11条の4まで及び第14条第2項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、管理者が定めるところにより、職員の申告を経て、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第11条の次に次の4条を加える。

（勤務時間の割振り）

第11条の2 管理者は、職員について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として定める期間ごとの期間につき同条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（単位期間）

第11条の3 前条に規定する週を単位として定める期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間（次条第1項第4号において「単位期間」という。）とする。

（勤務時間の割振り等の基準等）

第11条の4 勤務時間の割振り等（第11条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日の設定及び第11条の2の規定による勤務時間の割振りをいう。次条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

（1） 勤務時間は、1日につき4時間以上12時間以内とすること。ただし、休日（第12条に規定する休日をいう。）その他管理者の定める日については、7時間45分とすること。

（2） この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時から午後3時まで（休憩時間を除く。）とすること。

（3） 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後8時以前に設定すること。

（4） 第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間）につき1日を限度とすること。

2 第11条第4項及び第11条の2に規定する申告は、前項に定める基準に適合するように行わなければならない。

（勤務時間の割振り等の手続）

第11条の5 管理者は、前条第2項の申告を考慮して同条第1項に定める基準により勤務時間の割振り等を行うものとする。この場合において、当該申告どおりに勤務時間の割振り等を行うと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、管理者の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができる。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り等を変更することができる。

（1） 第11条第4項及び第11条の2に規定する申告並びに第10条第3項に規定する休憩時間の申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

（2） 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、管理者の定めるところにより変更するとき。

第13条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「週休日」の次に「、第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加える。

第14条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条第2項本文中「前項」を「第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日の」を「週休日等の」に改め、「を週休日」の次に「又は第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加え、「同項」を「第1項又は前項の規定により読み替えて準用する第1項」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、同項ただし書中「週休日の」を「週休日等の」に、「週休日が」を「週休日又は第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

別表第3の10の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項備考の欄第1号中「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「12歳（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は、15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「をいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級若しくは障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同表の12の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性職員」を「女性職員が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

#### 付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市上下水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項本文中「規定する場合」の次に「及び同規程第15条第1項の育児時間を受けた場合」を加える。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第3号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程等の一部を改正する  
規程

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第1条総務経営部総務課の項及び同条総務経営部経営企画課の項を次のように改める。

総務企画課

庶務係

人事係

企画係

経理・資産活用課

経理第一係

経理第二係

資産活用係

第1条広域・海外事業部広域事業課の項中「資産活用係」を削る。

第2条総務経営部総務課の項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同項に次のように加える。

企画係

- (1) 事業経営の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要事項の総合調整に関すること。
- (3) 北九州市上下水道事業基本計画に関すること。
- (4) 事業の統計に関すること。
- (5) 料金制度の総括に関すること。
- (6) 事務事業の考査に関すること。

第2条総務経営部経営企画課の項中「経営企画課」を「経理・資産活用課」に改め、同条総務経営部経営企画課経営企画係の項を削り、同条総務経営部経営企画課の項に次のように加える。

資産活用係

- (1) 課の庶務に関すること。

- (2) 固定資産の管理の統括に関する事。
- (3) 財産の登記に関する事。
- (4) 土地、工作物その他物件の取得、移転、補償及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の損害保険に関する事。
- (6) 車両の管理及び運行に関する事。
- (7) 交通事故の損害賠償に関する事。
- (8) 土地及び建物の賃貸借及び使用許可に関する事。
- (9) 駐車場事業に関する事。
- (10) 普通財産の維持管理に関する事。
- (11) 土地の調査及び境界確認に関する事。
- (12) 財産台帳に関する事。
- (13) 建設仮勘定の管理の統括に関する事。

第2条広域・海外事業部広域事業課資産活用係の項を削り、同条広域・海外事業部広域事業課広域計画係の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 課の庶務に関する事。

第2条広域・海外事業部海外事業課海外事業係の項第1号中「課」を「部、課」に改め、同条下水道部下水道保全課保全係の項第8号を削り、同条下水道部下水道整備課 整備第一係の項に次の1号を加える。

整備第二係

- (5) 管更生工事業者の登録に関する事。

第3条第3項中「、広域・海外事業部に広域事業を担当する担当課長（以下「広域事業担当課長」という。）及び海外事業を担当する担当課長（以下「海外事業担当課長」という。）」を削る。

第6条第2項中「、広域事業担当課長、海外事業担当課長」を削る。

（北九州市上下水道局公印規程の一部改正）

第2条 北九州市上下水道局公印規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「総務経営部総務課長（以下「総務課長」を「総務経営部総務企画課長（以下「総務企画課長」に改める。

第8条第2項、第8条の2第3項、第9条各項、第10条第1項、第11条第2項から第4項まで、第12条、第13条及び付則第2項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第1号様式中「上下水道局総務経営部総務課長」を「上下水道局総務経営

部総務企画課長」に改める。

第2号様式中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表第1中「上下水道局総務経営部総務課長」を「上下水道局総務経営部総務企画課長」に、「上下水道局総務経営部総務課」を「上下水道局総務経営部総務企画課」に改める。

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第3条 北九州市上下水道局職員就業規則(昭和39年北九州市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(北九州市上下水道局当直規程の一部改正)

第4条 北九州市上下水道局当直規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項前段及び第2項ただし書中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(北九州市上下水道局職員の被服の貸与に関する規程の一部改正)

第5条 北九州市上下水道局職員の被服の貸与に関する規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5項並びに第7条第1項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(北九州市上下水道局会計規程の一部改正)

第6条 北九州市上下水道局会計規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「総務課長」を「総務企画課長」に、「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改め、同条第3項第1号中「総務課長」を「総務企画課長」に改め、同項第2号中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改め、同条第4項中「総務課長」を「総務企画課長」に、「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に、「総務課の」を「総務企画課の」に改め、同条第5項中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に、「総務課」を「総務企画課」に改める。

第3条第6号中「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改める。

第4条の見出し中「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改め、同条中「総務課の」を「総務企画課の」に、「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改める。

第5条の2第1項中「総務課」を「総務企画課」に改め、同条第2項本文

中「総務課職員（総務課長を除く。以下「総務課現金取扱員」を「総務企画課職員（総務企画課長を除く。以下「総務企画課現金取扱員」に改め、同条第3項中「総務課現金取扱員は総務課企業出納員」を「総務企画課現金取扱員は総務企画課企業出納員」に、「総務課の」を「総務企画課の」に改め、同条第4項本文中「総務課現金取扱員」を「総務企画課現金取扱員」に改め、同項ただし書中「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改める。

第11条第1項及び第12条中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第31条第2項ただし書中「総務課、」を「総務企画課、」に、「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改める。

第31条の2第6項中「総務課企業出納員」を「総務企画課企業出納員」に改める。

第86条第1項中「のうち、有形固定資産（土地及び立木を除く。）」、無形固定資産及び投資は経営企画課長が、有形固定資産（土地及び立木に限る。）は広域事業課長が、それぞれ」を「は経理・資産活用課長が」に改め、同条第2項中「及び」を「、」に、「は広域事業課長が、」を「及び」に、「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第87条第2項中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第94条第2項本文中「経営企画課長及び広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第95条、第97条、第98条及び第100条中「水道事業又は工業用水道事業に係るものは経営企画課長に、下水道事業に係るものは広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第101条、第102条第1項及び第2項並びに第103条中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第105条各号列記以外の部分中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改め、「、経営企画課長に合議の上」を削る。

第108条第1項中「水道事業又は工業用水道事業に係るものは経営企画課長に、下水道事業に係るものは広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「経営企画課長及び広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第112条第2項及び第113条第2項中「経営企画課長及び広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第115条第2項中「のうち有形固定資産及び無形固定資産は広域事業課

長が、投資は経営企画課長」を「は経理・資産活用課長」に、「及び無形固定資産は広域事業課長が、投資（水洗便所改造資金等貸付金に限る。）は営業課長が、投資（水洗便所改造資金等貸付金を除く。）は経営企画課長」を「、無形固定資産及び投資（水洗便所改造資金等貸付金を除く。）は経理・資産活用課長が、投資（水洗便所改造資金等貸付金に限る。）は営業課長」に改める。

第116条中「経営企画課長及び広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

第117条各号列記以外の部分中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に、「に、広域事業課長は」を「及び」に改める。

第118条、第121条、第122条、第123条第1項各号列記以外の部分及び第124条各号列記以外の部分中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

別表第1中「上下水道局総務経営部総務課長」を「上下水道局総務経営部総務企画課長」に、「上下水道局総務経営部総務課」を「上下水道局総務経営部総務企画課」に、「上下水道局総務経営部経営企画課長」を「上下水道局総務経営部経理・資産活用課長」に、「上下水道局総務経営部経営企画課」を「上下水道局総務経営部経理・資産活用課」に改める。

別表第2中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

（北九州市上下水道局統計事務に関する規程の一部改正）

第7条 北九州市上下水道局統計事務に関する規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「経営企画課長」を「総務企画課長」に改める。

第4条及び第5条第1項各号列記以外の部分中「経営企画課」を「総務企画課」に改める。

第6条中「経営企画課長」を「総務企画課長」に改める。

（北九州市上下水道局事務専決規程の一部改正）

第8条 北九州市上下水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「総務課長」を「総務企画課長」に改め、同条第4項中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

別表第1中「総務課長」を「総務企画課長」に、「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務経営部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

別表第2中「経営企画課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

(北九州市上下水道局職員証に関する規程の一部改正)

第9条 北九州市上下水道局職員証に関する規程(昭和43年北九州市水道局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(北九州市上下水道局職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第10条 北九州市上下水道局職員の名札着用に関する規程(昭和43年北九州市水道局管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「総務課」を「総務企画課」に改める。

(北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程の一部改正)

第11条 北九州市上下水道局職員安全衛生委員会及び衛生委員会規程(昭和49年北九州市水道局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務経営部総務課」を「総務経営部総務企画課」に改める。

(北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部改正)

第12条 北九州市上下水道局公有財産管理規程(昭和55年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第6条、第12条、第18条、第21条第1項並びに第50条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

(北九州市上下水道局自動車管理規程の一部改正)

第13条 北九州市上下水道局自動車管理規程(昭和61年北九州市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項後段及び別表中「広域事業課長」を「経理・資産活用課長」に改める。

(北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部改正)

第14条 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務経営部経営企画課長」を「総務経営部経理・資産活用課長」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局公告第47号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月31日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 特定役務の名称及び数量  
井手浦浄水場他19施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局水道部浄水課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 落札金額  
8億923万864円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和7年12月19日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市上下水道局公告第48号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月31日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 特定役務の名称及び数量  
日明浄化センター他32施設電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局下水道部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社北九州パワー  
北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号
- 5 落札金額  
6億256万4,454円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和7年12月19日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公営競技局管理規程第3号

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局の組織及び事務分掌規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条総務課の項中「人事係」を削る。

第2条総務課庶務係の項中第8号を第20号とし、同項第7号の次に次の12号を加える。

- (8) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (9) 職員の表彰に関する事。
- (10) 組織及び職務権限に関する事。
- (11) 職員の定数及び配置に関する事。
- (12) 人事考課に関する事。
- (13) 職員の人材育成に関する事。
- (14) 職員の安全及び衛生の管理に関する事。
- (15) 職員の給与に関する事。
- (16) 職員の福利厚生に関する事。
- (17) モーターボート競走事業従事員の任免、給与の支給及び福利厚生に関する事。
- (18) 労働組合に関する事。
- (19) 職員の児童手当及び子ども手当に関する事。

第2条総務課人事係の項を削る。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
。

令和8年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

北九州市公営競技局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局事務専決規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1のサービスの項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については局次長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改める。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第5号

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局職員就業規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第10条第2項、第22条第3項及び別表第1において」を「以下」に、「1週間について」を「、4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改める。

第10条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 公営競技局長は、第11条の2の規定により勤務時間を割り振る場合において、同条の申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったときは、第2項の規定にかかわらず、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおりに休憩時間を置くと業務の運営に支障が生ずると認める場合には、公営競技局長の定めるところにより別に休憩時間を置くことができる。

第11条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

4 公営競技局長は、職員（公営競技局長が別に定める職員を除く。以下この項、次条から第11条の4まで及び第16条第2項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることが業務の運営に支障がないと認める場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、公営競技局長が定めるところにより、職員の申告を経て、第1項又は第2項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

第11条の次に次の4条を加える。

（勤務時間の割振り）

第11条の2 公営競技局長は、職員について、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として定める期間ごとの期間につき同条第1項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができ

る。

(単位期間)

第11条の3 前条に規定する週を単位として定める期間は、1週間、2週間、3週間又は4週間のうち職員が選択する期間(次条第1項第4号において「単位期間」という。)とする。

(勤務時間の割振り等の基準等)

第11条の4 勤務時間の割振り等(第11条第4項の規定による勤務時間を割り振らない日の設定及び第11条の2の規定による勤務時間の割振りをいう。次条において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上12時間以内とすること。ただし、休日(第12条に規定する休日をいう。)その他公営競技局長の定める日については、7時間45分とすること。

(2) この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前10時から午後3時まで(休憩時間を除く。)とすること。

(3) 始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後8時以前に設定すること。

(4) 第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間)につき1日を限度とすること。

2 第11条第4項及び第11条の2に規定する申告は、前項に定める基準に適合するように行わなければならない。

(勤務時間の割振り等の手続)

第11条の5 公営競技局長は、前条第2項の申告を考慮して同条第1項に定める基準により勤務時間の割振り等を行うものとする。この場合において、当該申告どおりに勤務時間の割振り等を行うと業務の運営に支障が生ずると認める場合には、公営競技局長の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができる。

2 公営競技局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り等を変更することができる。

(1) 第11条第4項及び第11条の2に規定する申告並びに第10条第4項に規定する休憩時間の申告があった場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

(2) 勤務時間の割振り等を行った後に生じた事由により、当該勤務時間

の割振り等の変更を行わなければ業務の運営に支障が生ずると認める場合において、公営競技局長の定めるところにより変更するとき。

第13条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「週休日」の次に「、第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加える。

第16条の見出し中「週休日」の次に「等」を加え、同条第2項本文中「前項」を「第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「週休日の」を「週休日等の」に改め、「を週休日」の次に「又は第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日」を加え、「同項」を「第1項又は前項の規定により読み替えて準用する第1項」に改め、同項ただし書中「週休日の」を「週休日等の」に、「週休日が」を「週休日又は第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第11条第4項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第47条第1項各号列記以外の部分中「週休日」の次に「等」を加える。

#### 付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市公営競技局長 春日 伸 一

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部  
を改正する規程

北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市公営競技局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項本文中「規定する場合」の次に「及び同規程第17条第1項の育児時間を受けた場合」を加える。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

#### 北九州市教育委員会規則第 4 号

北九州市立小中学校等管理規則等の一部を改正する規則

(北九州市立小中学校等管理規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立小中学校等管理規則（昭和 3 8 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 2 第 1 項中「及び指導教諭」を「、指導教諭及び主務教諭」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第 1 6 条第 1 項ただし書中「教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は教務主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は学年主任の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は保健主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加え、同条第 6 項中「、学年主任及び司書教諭」を「及び学年主任」に改め、「学校の」の次に「指導教諭又は」を加え、同条第 7 項中「学校の」の次に「指導教諭、」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 司書教諭は、当該学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は生徒指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を、「進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭」の次に「又は進路指導主事の担当する当該学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

第 1 8 条第 3 項を次のように改める。

3 部主事は、その部に属する主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のう

ちから校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(北九州市立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 北九州市立高等学校管理規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23条中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第24条とし、第13条から第22条を1条ずつ繰り下げ、第12条第1項中「、学科主任」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教務主任の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは教務主任を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は学年主任の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は保健主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは保健主事を、生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は生徒指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは生徒指導主事を、進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭又は進路指導主事の担当する高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときは進路指導主事を置かないことができる。

第12条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同条第9項中「、学科主任」を削り、「、進路指導主事及び司書教諭」を「及び進路指導主事」に、「高等学校の教諭」を「高等学校の指導教諭又は教諭」に、「保健主事は、」を「保健主事は」に、「教諭又は」を「指導教諭、教諭又は」に改め、「養護教諭のうちから、」の次に「司書教諭は高等学校の主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭のうちから、」を加え、同項を同条第8項とし、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(副校長等)

第12条 高等学校には、副校長、主幹教諭、指導教諭及び主務教諭を置くことができる。

2 副校長は、校長を助け、校長から任された校務をつかさどる。

- 3 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、校長から任された校務を整理し、及び授業を受け持つ。
- 4 指導教諭は、授業を受け持ち、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 5 主務教諭は、授業を受け持ち、及び校長から任された高等学校の教育活動に関する事項について教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の調整基本額表のア 教育職給料表(3)の表中

「

2級	10,900円
----	---------

を

」

「

2級	10,900円
3級	11,100円

に、

」

「

特2級
3級
4級

を

」

「

4級
5級
6級

に

」

改め、同表のイ 教育職給料表(4)の表中

「

2級	10,800円
----	---------

を

」

に、

2 級	1 0 , 8 0 0 円
3 級	1 1 , 0 0 0 円

特 2 級	を
3 級	
4 級	

4 級	に
5 級	
6 級	

改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第 4 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「4 級」を「6 級」に改め、同項第 2 号中「3 級」を「5 級」に改め、同条第 3 項第 1 号中「4 級」を「6 級」に改め、同項第 2 号中「3 級」を「5 級」に改める。

別表第 1 のア 教育職給料表（3）の表及び同表のイ 教育職給料表（4）の表中

4 級	を
3 級	

6 級	に
5 級	

改める。

別表第2のア 教育職給料表（3）の表及び同表のイ 教育職給料表（4）の表中

「

4 級
3 級

を

」

「

6 級
5 級

に

」

改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号及び第2号中「3級」を「5級」に、「4級」を「6級」に改める。

別表第1の表の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中

「

職務の級4級、3級及び特2級の教職員	100分の10
--------------------	---------

を

」

「

職務の級6級、5級及び4級の教職員	100分の10
職務の級3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあっては、100分の10）

に

」

改める。

別表第2の表の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中「

4級」を「6級」に、「3級及び特2級」を「5級、4級及び3級」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表」を「その者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表のアの表及びイの表」に、「同表」を「これらの表」に改める。

付則第2項中「と、「同表」とあるのは「これらの表」」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

ア 平成29年4月1日から令和8年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号。以下「教職員給与条例」という。）の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第2号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第3号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（4）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの又は特2級であったもの</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第4号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表（3）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの（第3号区分の適用を受ける者を除く。）</p>

	<p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち教育長の定めるもの(第3号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であった者(第3号区分及び第4号区分の適用を受けるものを除く。)</p> <p>(3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

備考 平成29年4月以後令和8年3月以前の教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。

イ 令和8年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

第1号区	(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給
------	---------------------------

分	<p>料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が６級であったもの</p>
第２号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの</p>
第３号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級及び３級であったもののうち教育長の定めるもの又は４級であったもの</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級及び３級であったもののうち教育長の定めるもの又は４級であったもの</p> <p>（３） 令和８年４月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であったもの</p>
第４号区分	<p>（１） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（３）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち教育長の定めるもの又は３級であったもの（第３号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>（２） 令和８年４月以後の教職員給与条例の教育職給料表（４）の適用を受けていた者でその属する職務の級が２級であったもののうち教育長の定めるもの又は３級であったもの（第３号区分の適用を受ける者を除く。）</p> <p>（３） 令和８年４月以後の教職員給与条例の行政職給</p>

	<p>料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(2) 令和8年4月以後の教職員給与条例の教育職給料表(4)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち教育長の定めるもの又は2級であったもの(第3号区分及び第4号区分の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの</p>
第6号区分	第1号区分から第5号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

備考 令和8年4月以後の教職員給与条例付則第3項の規定の適用を受ける教職員の区分は、第3号区分とする。

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第7条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 5 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「教職員給与条例第 3 5 条第 2 項」を「第 1 8 条」に改め、「教育委員会が」を「教育長が別に」に改める。

第 1 8 条の見出し中「支給割合」を「期間率及び成績率」に改め、同条中「という。）に」の次に「教育長が別に定める割合に教育長が定める」を、「勤務成績による割合」の次に「を加え、又は減じて得ることとなる割合（基準日以前 6 箇月以内に懲戒処分を受けた職員にあっては、教育長が定める割合）」を加える。

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 2 の教育職給料表（3）の項及び教育職給料表（4）の項中

「

職務の級 6 級の教職員	1 0 0 分の 1 0
職務の級 5 級、4 級及び 3 級の教職員並びに 2 級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	1 0 0 分の 5（教育長が別に定める教職員にあっては、1 0 0 分の 7. 5）

を

」

「

職務の級 6 級、5 級及び 4 級の教職員	1 0 0 分の 1 0
職務の級 3 級の教職員	1 0 0 分の 5（教育長が別に定める教職員に

	あつては、100分の10)	に
職務の級2級の教職員（教育長が定める教職員に限る。）	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）	

」

改め、同表の行政職給料表の項中

「

職務の級4級及び3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）	を
----------------	------------------------------------	---

」

「

職務の級4級の教職員	100分の10	に
職務の級3級の教職員	100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の8）	

」

改め、同表の医療職給料表（2）の項中「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の備考第1項後段及び備考第2項後段中「100分の7.5」を「100分の8」に改め、同表の備考第3項中「、100分の5（教育長が別に定める教職員にあつては、100分の7.5）」を「100分の10」に改める。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は同年12月1日から施行する。

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

北九州市教育委員会  
教育長 太田清治

#### 北九州市教育委員会規則第6号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「適用を受ける職員」を「適用を受ける条例に規定する第2号会計年度任用職員」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同条第2号中「とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5万5,000円」を削り、同条第3号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 2,010円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 2,180円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 2,350円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 2,510円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 2,680円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 2,840円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満であ

る職員 3, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3, 170円  
第15条第4号ア中「(運賃等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5, 000円を超えるときは、5万5, 000円)」を削り、同号イ中「前号に定める額」の次に「(次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担するもの(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同号ウ中「前号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。)を前項の額に加えるものとする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。)(以下「駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(以下「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合にあっては、駐車場等料金の額)

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。)(以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあっては、1箇月当たりの駐車場等料金の額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について  
前号アからウまでに定める額を合計した額

3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金  
等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権  
者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員  
の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用  
職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九  
州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「適用を受ける職員」を「適用を受ける条例に規定する  
第2号会計年度任用職員」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同  
条第2号中「とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5  
万5,000円」を削り、同条第3号ス中「以上」の次に「65キロメー  
トル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である  
職員 2,010円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である  
職員 2,180円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である  
職員 2,350円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である  
職員 2,510円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である  
職員 2,680円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である  
職員 2,840円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満であ  
る職員 3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3,170円

第15条第4号ア中「（運賃等相当額及び月の初日からその月の末日まで  
の勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5,000  
円を超えるときは、5万5,000円）」を削り、同号イ中「前号に定める  
額」の次に「（次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定  
めるものを利用し、その料金を負担するもの（次号において「駐車場等利用

職員」という。) にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同号ウ中「前号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。)を前項の額に加えるものとする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。)(以下「駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(以下「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合にあっては、駐車場等料金の額)

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。)(以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあっては、1箇月当たりの駐車場等料金の額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 7 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成 29 年北九州市教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項第 5 号中「、同規則第 18 条第 1 項」を「及び同規則第 18 条第 1 項」に改め、「及び教育委員会規則等に規定する育児時間」を削る。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成 29 年北九州市教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 の表の 10 の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項備考の欄第 1 号中「に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」を「(児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児である場合は 15 歳。以下この号において同じ。)に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」に改め、「ことをいう。)」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同表の 12 の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性教職員」を「女性教職員が生理又は PMS(月経前症候群)により心身に不調がある場合」に改める。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和 2 年北九州市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項有給又は無給の別の欄中「無給」を「有給」に改め、同表の9の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第1号中「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「及び第4号」を削り、「ことをいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同項備考の欄第4号を削り、同表の10の項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第4号を削り、同表の11の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員等」を「女性の会計年度任用職員等が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

（北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第4条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第11条第1号」の次に「及び勤務時間規則第7条」を加える。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3の項有給又は無給の別の欄中「無給」を「有給」に改め、同表の9の項理由の欄中「看護」の次に「等」を加え、同項有給又は無給の別の欄中「（この項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給）」を削り、同項備考の欄第1号中「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を「（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児である場合は15歳。以下この号において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、「及び第4号」を削り、「ことをいう。）」の次に「若しくは特別支援学校、特別支援学級、障害児通所支援事業所への送迎」を加え、同項備考の欄第4号を削り、同表の10の項有給又は無給の別の欄中「（こ

の項の備考の欄第4号に該当する場合は、無給)」を削り、同項備考の欄第4号を削り、同表の11の項理由の欄中「生理」を「ヘルスケア」に改め、同項備考の欄中「生理日の就業が著しく困難な女性の会計年度任用職員」を「女性の会計年度任用職員が生理又はPMS（月経前症候群）により心身に不調がある場合」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第11条第1号」の次に「及び勤務時間規則第7条」を加える。

付 則

この規則は令和8年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 8 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例施行規則を廃止する規則

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 3 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年北九州市条例第 5 9 号）付則第 2 項の規定により従前の例によることとされた旅行については、なお、従前の例による。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市教育委員会  
教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 9 号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和 4 3 年北九州市教育委員会規則第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条 総務部の項中「総務部」を「総務企画部」に改め、同条学校教育部指導企画課の項を次のように改める。

事業調整課

事業調整係

教育情報化推進係

システム運用係

第 1 条 学校教育部学校教育課の項に次のように加える。

学校教育係

第 1 条 学校教育部次世代教育推進課の項及び教育情報化推進課の項を削り、同条学校教育部生徒指導課の項の前に次のように加える。

特別支援教育課

特別支援教育係

第 1 条 学校教育部生徒指導課の項に次のように加える。

生徒指導係

第 1 条 学校教育部特別支援教育課の項を削る。

第 2 条 総務部の項中「総務部」を「総務企画部」に改め、同条総務部総務課経理係の項第 4 号及び第 5 号を削り、同条総務部企画調整課企画調整係の項に次の 2 号を加える。

(1 5) 基幹統計その他調査統計に関すること。

(1 6) 広報及び広聴に関すること。

第 2 条 学校教育部指導企画課の項中「指導企画課  
企画調整係」を「事業調整課  
事業調整係」

に改め、同条学校教育部指導企画課企画調整係の項第 1 号中「(学校教育課、生徒指導課及び特別支援教育課を含む。)」を削り、同項第 3 号を次のよ

うに改める。

- (3) 学校支援（法務及び訴訟に係るものに限る。）に関する  
こと。

## 第2条

第2条学校教育部指導企画課の項に次のように加える。

### 教育情報化推進係

- (1) 教育の情報化の推進に関する  
こと。

### システム運用係

- (1) 校務支援システム及び学校で使用する情報機器の管理及び  
運用に関する  
こと。

第2条学校教育部学校教育課の項を次のように改める。

### 学校教育課

#### 学校教育係

- (1) 課の庶務に関する  
こと。
- (2) 学校経営に関する  
こと。
- (3) 教育課程及び学習指導（それぞれ他課の主管に属するもの  
を除く。）に関する  
こと
- (4) 教科用図書その他の教材の取扱いに関する  
こと。
- (5) 幼児教育センターに関する  
こと（他課の主管に属するもの  
を除く。）。
- (6) 後期中等教育に関する  
こと。

第2条学校教育部次世代教育推進課の項及び同条学校教育部教育情報化推  
進課の項を削り、同項の次に次のように加える。

### 特別支援教育課

#### 特別支援教育係

- (1) 課の庶務に関する  
こと。
- (2) 特別支援教育の推進に関する  
こと。
- (3) 特別支援学校及び特別支援学級に関する教育課程及び学習  
指導に関する  
こと。
- (4) 特別支援教育の普及啓発及び資料収集に関する  
こと。

第2条学校教育部生徒指導課の項を次のように改める。

### 生徒指導課

#### 生徒指導係

- (1) 課の庶務に関する  
こと。
- (2) 生徒指導に関する  
こと。

- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 学校支援（法務及び訴訟に係るものを除く。）に関する  
こと。
- (5) 教育支援センターの設置、廃止及び管理並びに連絡調整  
に関すること。
- (6) 保健安全指導に関すること。
- (7) 青少年教育に係る子ども家庭局との連絡調整に関するこ  
と。
- (8) 学校、家庭及び地域の連携に関すること。
- (9) 学校における人権教育に関すること。

第2条学校教育特別支援教育課の項を削る。

第5条第1項第1号中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

（北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則（昭和50年北九州市教育委員会規則  
第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の子ども図書館学校図書館支援系の項中「学校図書館支援係」を  
「子ども読書活動推進係」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（北九州市教育委員会公印規則の一部改正）

2 北九州市教育委員会公印規則（昭和49年北九州市教育委員会規則第5号  
）を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部総務課長」を「総務企画部総務課長」に改める。

別表中「総務部総務課」を「総務企画部総務課」に改める。

（北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正）

3 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則（昭和53年北九州市教育委員  
会規則第8号）を次のように改正する。

第5条中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

第8条ただし書中「総務部総務課長」を「総務企画部総務課長」に改める

。

別表の学校以外の教育機関の安全衛生の総括の項中「総務部総務課庶務係  
長」を「総務企画部総務課庶務係長」に改める。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程及び北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程及び北九州市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程(昭和39年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「委員会総務部総務課」を「委員会総務企画部企画調整課」に改める。

第4条中「委員会総務部総務課長(以下「総務課長」を「委員会総務企画部企画調整課長(以下「主管課長」に改める。

第5条各号列記以外の部分及び第8条中「総務課長」を「主管課長」に改める。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の任用及び配置の項中「総務部長」を「総務企画部長」に改め、同表のサービスの休暇等の付与のその他の項及び欠勤の承認の項備考の欄第3項中「退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務部長又は教職員部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断」を「ボランティア活動及び現住居の滅失、損壊等」に改め、同表のサービスの旅行命令の項及び職務専念義務の免除の項中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程（平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

。

第4条第1項第7号コ（ア）から（ウ）まで以外の部分中「看護」の次に「等」を加え、同号シ中「の生理 生理」を「のヘルスケア ライフ」に改める。

。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程（昭和51年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の主務教諭

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程及び防火管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程及び防火管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第2条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育委員会総務部総務課長」を「教育委員会総務企画部総務課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 2 号

北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

北九州市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の個別の教育委員会の本庁の項中「総務部」を「総務企画部」に改める

。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 3 号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(北九州市職員の定年等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 北九州市職員の定年等に関する条例施行規則(昭和 6 0 年北九州市人事委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号ウからオまでの規定中「3 級」を「5 級」に改める。

(北九州市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第 3 条 北九州市職員の退職管理に関する規則(平成 2 8 年北九州市人事委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 8 号中「4 等級」を「6 等級」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 4 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号ウ中「3 級及び 4 級」を「5 級及び 6 級」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとする。

第 2 2 条第 2 号中「4 級」を「6 級」に改める。

別表第 1 3 のウの表を次のように改める。

ウ 教育職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	5	1	1
2	1	6	1	1
3	1	7	1	1
4	1	8	1	1
5	1	9	1	1
6	1	1 0	1	1
7	1	1 1	1	1
8	1	1 2	1	1
9	1	1 3	1	1
1 0	1	1 4	2	1
1 1	1	1 5	3	1
1 2	1	1 6	4	1
1 3	1	1 7	5	1
1 4	1	1 8	6	1
1 5	1	1 9	7	1
1 6	1	2 0	8	1
1 7	1	2 1	9	1

1 8	1	2 2	1 0	1
1 9	1	2 3	1 1	1
2 0	1	2 4	1 2	1
2 1	1	2 5	1 3	1
2 2	2	2 6	1 4	1
2 3	3	2 7	1 5	1
2 4	4	2 8	1 6	1
2 5	5	2 9	1 7	1
2 6	6	3 0	1 8	1
2 7	7	3 1	1 9	1
2 8	8	3 2	2 0	1
2 9	9	3 3	2 1	1
3 0	1 0	3 4	2 2	1
3 1	1 1	3 5	2 3	1
3 2	1 2	3 6	2 4	1
3 3	1 3	3 7	2 5	1
3 4	1 4	3 8	2 6	2
3 5	1 5	3 9	2 7	3
3 6	1 6	4 0	2 8	4
3 7	1 7	4 1	2 9	5
3 8	1 8	4 2	3 0	6
3 9	1 9	4 3	3 1	7
4 0	2 0	4 4	3 2	8
4 1	2 1	4 5	3 3	9
4 2	2 2	4 6	3 4	1 0
4 3	2 3	4 7	3 5	1 1
4 4	2 4	4 8	3 6	1 2
4 5	2 5	4 9	3 7	1 3
4 6	2 6	5 0	3 8	1 4
4 7	2 7	5 1	3 9	1 5
4 8	2 8	5 2	4 0	1 6
4 9	2 9	5 3	4 1	1 7
5 0	3 0	5 4	4 2	1 8
5 1	3 1	5 5	4 3	1 9

5 2	3 2	5 6	4 4	2 0
5 3	3 3	5 7	4 5	2 1
5 4	3 4	5 8	4 6	2 2
5 5	3 5	5 9	4 7	2 3
5 6	3 6	6 0	4 8	2 4
5 7	3 7	6 1	4 9	2 5
5 8	3 8	6 2	5 0	2 6
5 9	3 9	6 3	5 1	2 7
6 0	4 0	6 4	5 2	2 8
6 1	4 1	6 5	5 3	2 9
6 2	4 2	6 6	5 3	3 0
6 3	4 3	6 7	5 4	3 1
6 4	4 4	6 8	5 4	3 2
6 5	4 5	6 9	5 5	3 3
6 6	4 6	7 0	5 5	3 4
6 7	4 7	7 1	5 6	3 5
6 8	4 8	7 2	5 6	3 6
6 9	4 9	7 3	5 7	3 6
7 0	5 0	7 4	5 8	3 7
7 1	5 1	7 5	5 9	3 8
7 2	5 2	7 6	6 0	3 9
7 3	5 3	7 7	6 1	4 0
7 4	5 4	7 8	6 2	4 0
7 5	5 5	7 9	6 3	4 1
7 6	5 6	8 0	6 4	4 1
7 7	5 7	8 1	6 5	4 1
7 8	5 8	8 2	6 6	4 1
7 9	5 9	8 3	6 7	4 2
8 0	6 0	8 4	6 8	4 2
8 1	6 1	8 5	6 9	4 3
8 2	6 2	8 5	7 0	4 3
8 3	6 3	8 6	7 1	4 4
8 4	6 4	8 6	7 2	4 4
8 5	6 5	8 7	7 3	4 4

8 6	6 6	8 7	7 3	
8 7	6 7	8 8	7 4	
8 8	6 8	8 8	7 4	
8 9	6 9	8 9	7 5	
9 0	7 0	9 0	7 5	
9 1	7 1	9 1	7 6	
9 2	7 2	9 2	7 6	
9 3	7 3	9 3	7 7	
9 4	7 4	9 3	7 7	
9 5	7 5	9 3	7 7	
9 6	7 6	9 3	7 7	
9 7	7 7	9 3	7 8	
9 8	7 7	9 4	7 8	
9 9	7 8	9 4	7 8	
1 0 0	7 8	9 4	7 8	
1 0 1	7 9	9 4	7 8	
1 0 2	7 9	9 4	7 8	
1 0 3	8 0	9 4	7 8	
1 0 4	8 0	9 4	7 8	
1 0 5	8 1	9 4	7 9	
1 0 6	8 2	9 4	7 9	
1 0 7	8 3	9 4	7 9	
1 0 8	8 4	9 5	7 9	
1 0 9	8 5	9 5	7 9	
1 1 0	8 6	9 5	7 9	
1 1 1	8 7	9 5	7 9	
1 1 2	8 8	9 5	8 0	
1 1 3	8 9	9 6	8 0	
1 1 4	8 9	9 6	8 0	
1 1 5	8 9	9 7	8 1	
1 1 6	8 9	9 7	8 1	
1 1 7	8 9	9 8	8 1	
1 1 8	8 9			
1 1 9	8 9			

1 2 0	8 9			
1 2 1	9 0			
1 2 2	9 0			
1 2 3	9 0			
1 2 4	9 0			
1 2 5	9 1			
1 2 6	9 1			
1 2 7	9 1			
1 2 8	9 1			
1 2 9	9 2			
1 3 0	9 2			
1 3 1	9 3			
1 3 2	9 3			
1 3 3	9 4			

別表第13のエを削り、同表中オをエとし、カからクまでをオからキとする。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年北九州市人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

別表第1中

「

2 級	
	円
1,	7 0 0
1,	7 0 0
1,	8 0 0
1,	9 0 0
2,	0 0 0
2,	1 0 0
2,	2 0 0
2,	3 0 0
2,	4 0 0
2,	6 0 0

2, 800
3, 000
3, 200
3, 300
3, 400
3, 500
3, 700
3, 800
3, 800
3, 900
4, 000
4, 100
4, 300
4, 400
4, 400
4, 500
4, 600
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 800
4, 900
2, 600

を

「

2 級	3 級
円	円
1, 700	2, 300

1, 7 0 0  
1, 8 0 0  
1, 9 0 0  
2, 0 0 0  
2, 1 0 0  
2, 2 0 0  
2, 3 0 0  
2, 4 0 0  
2, 6 0 0  
2, 8 0 0  
3, 0 0 0  
3, 2 0 0  
3, 3 0 0  
3, 4 0 0  
3, 5 0 0  
3, 7 0 0  
3, 8 0 0  
3, 8 0 0  
3, 9 0 0  
4, 0 0 0  
4, 1 0 0  
4, 3 0 0  
4, 4 0 0  
4, 4 0 0  
4, 5 0 0  
4, 6 0 0  
4, 7 0 0  
4, 7 0 0  
4, 7 0 0  
4, 7 0 0  
4, 8 0 0  
4, 9 0 0

2, 5 0 0  
2, 7 0 0  
2, 7 0 0  
2, 9 0 0  
3, 1 0 0  
3, 2 0 0  
3, 3 0 0  
3, 5 0 0  
3, 6 0 0  
3, 8 0 0  
3, 9 0 0  
3, 9 0 0  
4, 0 0 0  
4, 0 0 0  
4, 3 0 0  
4, 4 0 0  
4, 5 0 0  
4, 5 0 0  
4, 6 0 0  
4, 7 0 0  
4, 7 0 0  
4, 8 0 0  
4, 8 0 0  
4, 8 0 0  
4, 8 0 0  
4, 9 0 0  
5, 0 0 0  
5, 0 0 0  
5, 1 0 0

に、

2,600	2,900

」

「

特2級	3級	4級
-----	----	----

を

」

「

4級	5級	6級
----	----	----

に

」

改める。

別表第3中

「

2級	
	円
1,600	
1,700	
1,700	
1,800	
1,900	
2,000	
2,100	
2,200	
2,300	
2,400	
2,600	
2,800	
3,000	
3,200	
3,300	
3,400	
3,500	
3,700	
3,800	

3, 800
3, 900
4, 000
4, 100
4, 300
4, 400
4, 400
4, 500
4, 600
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 800
4, 900
4, 900
5, 000
5, 000
5, 000
2, 600

を

「

2 級	3 級
円	円
1, 600	2, 300
1, 700	2, 500
1, 700	2, 700

」

1, 800  
1, 900  
2, 000  
2, 100  
2, 200  
2, 300  
2, 400  
2, 600  
2, 800  
3, 000  
3, 200  
3, 300  
3, 400  
3, 500  
3, 700  
3, 800  
3, 800  
3, 900  
4, 000  
4, 100  
4, 300  
4, 400  
4, 400  
4, 500  
4, 600  
4, 700  
4, 700  
4, 700  
4, 700  
4, 800  
4, 900  
4, 900  
5, 000  
5, 000

2, 700  
2, 900  
3, 100  
3, 200  
3, 300  
3, 500  
3, 600  
3, 800  
3, 900  
3, 900  
4, 000  
4, 000  
4, 300  
4, 400  
4, 500  
4, 500  
4, 600  
4, 700  
4, 700  
4, 800  
4, 800  
4, 800  
4, 800  
4, 900  
5, 000  
5, 000  
5, 100

に、

5, 0 0 0	
2, 6 0 0	2, 9 0 0

」

「

特 2 級	3 級	4 級
-------	-----	-----

を

」

「

4 級	5 級	6 級
-----	-----	-----

に

」

改める。

別表第 5 中

「

2 級
円
1, 4 0 0
1, 6 0 0
1, 7 0 0
1, 7 0 0
1, 8 0 0
1, 9 0 0
2, 0 0 0
2, 1 0 0
2, 2 0 0
2, 3 0 0
2, 6 0 0
2, 6 0 0
2, 8 0 0
3, 0 0 0

3, 200
3, 300
3, 400
3, 500
3, 700
3, 800
3, 800
3, 900
4, 000
4, 200
4, 300
4, 400
4, 400
4, 500
4, 600
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 700
4, 800
4, 900
4, 900
5, 000
5, 000
5, 000
2, 600

を

「

2 級	3 級
円	円
1, 400	2, 300
1, 600	2, 500
1, 700	2, 700

」

1, 7 0 0	2, 7 0 0
1, 8 0 0	2, 9 0 0
1, 9 0 0	3, 1 0 0
2, 0 0 0	3, 2 0 0
2, 1 0 0	3, 3 0 0
2, 2 0 0	3, 5 0 0
2, 3 0 0	3, 6 0 0
2, 6 0 0	3, 8 0 0
2, 6 0 0	3, 9 0 0
2, 8 0 0	3, 9 0 0
3, 0 0 0	4, 0 0 0
3, 2 0 0	4, 2 0 0
3, 3 0 0	4, 3 0 0
3, 4 0 0	4, 4 0 0
3, 5 0 0	4, 5 0 0
3, 7 0 0	4, 5 0 0
3, 8 0 0	4, 6 0 0
3, 8 0 0	4, 7 0 0
3, 9 0 0	4, 7 0 0
4, 0 0 0	4, 8 0 0
4, 2 0 0	4, 8 0 0
4, 3 0 0	4, 8 0 0
4, 4 0 0	4, 8 0 0
4, 4 0 0	4, 9 0 0
4, 5 0 0	5, 0 0 0
4, 6 0 0	5, 0 0 0
4, 7 0 0	5, 1 0 0
4, 7 0 0	
4, 7 0 0	
4, 7 0 0	
4, 8 0 0	
4, 9 0 0	
4, 9 0 0	
5, 0 0 0	

に、

5, 0 0 0	
5, 0 0 0	
2, 6 0 0	2, 9 0 0

「

特 2 級	3 級	4 級
-------	-----	-----

を

「

4 級	5 級	6 級
-----	-----	-----

に

改める。

(教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 教職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 2 9 年北九州市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分及び同条第 1 号中「いずれか一の」を「いずれかの」に改め、同号ア及びイ中「3 級及び 4 級」を「5 級及び 6 級」に改める。

第 1 5 条第 4 項中「3 級又は 4 級」を「5 級又は 6 級」に改める。

別表第 8 のアの表及びイの表を次のように改める。

ア 教育職給料表（3）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	5	1	1
2	1	6	1	1
3	1	7	1	1
4	1	8	1	1
5	1	9	1	1
6	1	1 0	1	1
7	1	1 1	1	1
8	1	1 2	1	1
9	1	1 3	1	1
1 0	1	1 4	1	1
1 1	1	1 5	1	1

1 2	1	1 6	1	1
1 3	1	1 7	1	1
1 4	1	1 8	2	1
1 5	1	1 9	3	1
1 6	1	2 0	4	1
1 7	1	2 1	5	1
1 8	1	2 2	6	1
1 9	1	2 3	7	1
2 0	1	2 4	8	1
2 1	1	2 5	9	1
2 2	1	2 6	1 0	1
2 3	1	2 7	1 1	1
2 4	1	2 8	1 2	1
2 5	1	2 9	1 3	1
2 6	2	3 0	1 4	1
2 7	3	3 1	1 5	1
2 8	4	3 2	1 6	1
2 9	5	3 3	1 7	1
3 0	6	3 4	1 8	1
3 1	7	3 5	1 9	1
3 2	8	3 6	2 0	1
3 3	9	3 7	2 1	1
3 4	1 0	3 8	2 2	2
3 5	1 1	3 9	2 3	3
3 6	1 2	4 0	2 4	4
3 7	1 3	4 1	2 5	5
3 8	1 4	4 2	2 6	6
3 9	1 5	4 3	2 7	7
4 0	1 6	4 4	2 8	8
4 1	1 7	4 5	2 9	9
4 2	1 8	4 6	3 0	1 0
4 3	1 9	4 7	3 1	1 1
4 4	2 0	4 8	3 2	1 2
4 5	2 1	4 9	3 3	1 3

4 6	2 2	5 0	3 4	1 4
4 7	2 3	5 1	3 5	1 5
4 8	2 4	5 2	3 6	1 6
4 9	2 5	5 3	3 7	1 7
5 0	2 6	5 4	3 8	1 8
5 1	2 7	5 5	3 9	1 9
5 2	2 8	5 6	4 0	2 0
5 3	2 9	5 7	4 1	2 1
5 4	3 0	5 8	4 2	2 2
5 5	3 1	5 9	4 3	2 3
5 6	3 2	6 0	4 4	2 4
5 7	3 3	6 1	4 5	2 5
5 8	3 4	6 2	4 6	2 6
5 9	3 5	6 3	4 7	2 7
6 0	3 6	6 4	4 8	2 8
6 1	3 7	6 5	4 9	2 9
6 2	3 8	6 6	5 0	3 0
6 3	3 9	6 7	5 1	3 1
6 4	4 0	6 8	5 2	3 2
6 5	4 1	6 9	5 3	3 3
6 6	4 2	7 0	5 4	3 4
6 7	4 3	7 1	5 5	3 5
6 8	4 4	7 2	5 6	3 6
6 9	4 5	7 3	5 7	3 6
7 0	4 6	7 4	5 8	3 7
7 1	4 7	7 5	5 9	3 8
7 2	4 8	7 6	6 0	3 9
7 3	4 9	7 7	6 1	4 0
7 4	5 0	7 8	6 2	4 0
7 5	5 1	7 9	6 3	4 1
7 6	5 2	8 0	6 4	4 1
7 7	5 3	8 1	6 5	4 1
7 8	5 4	8 2	6 6	4 1
7 9	5 5	8 3	6 7	4 2

8 0	5 6	8 4	6 8	4 2
8 1	5 7	8 5	6 9	4 3
8 2	5 8	8 5	7 0	4 3
8 3	5 9	8 6	7 1	4 3
8 4	6 0	8 6	7 2	4 3
8 5	6 1	8 7	7 3	4 3
8 6	6 2	8 7	7 3	4 3
8 7	6 3	8 8	7 4	4 4
8 8	6 4	8 8	7 4	4 4
8 9	6 5	8 8	7 4	4 4
9 0	6 6	8 9	7 4	4 5
9 1	6 7	9 0	7 5	4 5
9 2	6 8	9 1	7 5	4 5
9 3	6 9	9 2	7 6	4 6
9 4	7 0	9 2	7 6	4 6
9 5	7 1	9 2	7 6	4 6
9 6	7 2	9 2	7 6	4 6
9 7	7 3	9 2	7 7	4 6
9 8	7 4	9 3	7 7	
9 9	7 5	9 3	7 7	
1 0 0	7 6	9 3	7 7	
1 0 1	7 7	9 3	7 8	
1 0 2	7 7	9 3	7 8	
1 0 3	7 8	9 4	7 8	
1 0 4	7 8	9 4	7 8	
1 0 5	7 9	9 4	7 9	
1 0 6	7 9	9 4	7 9	
1 0 7	8 0	9 4	7 9	
1 0 8	8 0	9 4	7 9	
1 0 9	8 1	9 4	8 0	
1 1 0	8 2	9 4	8 0	
1 1 1	8 3	9 4	8 0	
1 1 2	8 4	9 4	8 0	
1 1 3	8 5	9 5	8 0	

1 1 4	8 6	9 5	8 0	
1 1 5	8 7	9 5	8 0	
1 1 6	8 8	9 5	8 0	
1 1 7	8 9	9 6	8 0	
1 1 8	8 9			
1 1 9	8 9			
1 2 0	8 9			
1 2 1	8 9			
1 2 2	8 9			
1 2 3	8 9			
1 2 4	8 9			
1 2 5	9 0			
1 2 6	9 0			
1 2 7	9 0			
1 2 8	9 0			
1 2 9	9 1			
1 3 0	9 1			
1 3 1	9 1			
1 3 2	9 1			
1 3 3	9 2			
1 3 4	9 2			
1 3 5	9 2			
1 3 6	9 2			
1 3 7	9 3			
1 3 8	9 3			
1 3 9	9 3			
1 4 0	9 3			
1 4 1	9 3			
1 4 2	9 3			
1 4 3	9 3			
1 4 4	9 3			
1 4 5	9 4			
1 4 6	9 4			
1 4 7	9 4			

1 4 8	9 4			
1 4 9	9 5			
1 5 0	9 5			
1 5 1	9 5			
1 5 2	9 6			
1 5 3	9 6			

イ 教育職給料表（４）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	5	1	1
2	1	6	2	1
3	1	7	3	1
4	1	8	4	1
5	1	9	5	1
6	1	1 0	6	1
7	1	1 1	7	1
8	1	1 2	8	1
9	1	1 3	9	1
1 0	1	1 4	1 0	1
1 1	1	1 5	1 1	1
1 2	1	1 6	1 2	1
1 3	1	1 7	1 3	1
1 4	1	1 8	1 4	1
1 5	1	1 9	1 5	1
1 6	1	2 0	1 6	1
1 7	1	2 1	1 7	1
1 8	1	2 2	1 8	1
1 9	1	2 3	1 9	1
2 0	1	2 4	2 0	1
2 1	1	2 5	2 1	1
2 2	1	2 6	2 2	1
2 3	1	2 7	2 3	1
2 4	1	2 8	2 4	1

2 5	1	2 9	2 5	1
2 6	1	3 0	2 6	1
2 7	1	3 1	2 7	1
2 8	1	3 2	2 8	1
2 9	1	3 3	2 9	1
3 0	2	3 4	3 0	1
3 1	3	3 5	3 1	1
3 2	4	3 6	3 2	1
3 3	5	3 7	3 3	1
3 4	6	3 8	3 4	1
3 5	7	3 9	3 5	1
3 6	8	4 0	3 6	1
3 7	9	4 1	3 7	1
3 8	1 0	4 2	3 8	1
3 9	1 1	4 3	3 9	1
4 0	1 2	4 4	4 0	1
4 1	1 3	4 5	4 1	1
4 2	1 4	4 6	4 2	1
4 3	1 5	4 7	4 3	1
4 4	1 6	4 8	4 4	1
4 5	1 7	4 9	4 5	1
4 6	1 8	5 0	4 6	1
4 7	1 9	5 1	4 7	1
4 8	2 0	5 2	4 8	1
4 9	2 1	5 3	4 9	1
5 0	2 2	5 4	5 0	2
5 1	2 3	5 5	5 1	3
5 2	2 4	5 6	5 2	4
5 3	2 5	5 7	5 3	5
5 4	2 6	5 8	5 4	6
5 5	2 7	5 9	5 5	7
5 6	2 8	6 0	5 6	8
5 7	2 9	6 1	5 7	9
5 8	3 0	6 2	5 8	1 0

5 9	3 1	6 3	5 9	1 1
6 0	3 2	6 4	6 0	1 2
6 1	3 3	6 5	6 1	1 3
6 2	3 4	6 6	6 2	1 4
6 3	3 5	6 7	6 3	1 5
6 4	3 6	6 8	6 4	1 6
6 5	3 7	6 9	6 5	1 7
6 6	3 8	7 0	6 6	1 8
6 7	3 9	7 1	6 7	1 9
6 8	4 0	7 2	6 8	2 0
6 9	4 1	7 3	6 9	2 1
7 0	4 2	7 4	7 0	2 2
7 1	4 3	7 5	7 1	2 3
7 2	4 4	7 6	7 2	2 4
7 3	4 5	7 7	7 3	2 5
7 4	4 6	7 8	7 3	2 6
7 5	4 7	7 9	7 4	2 7
7 6	4 8	8 0	7 4	2 8
7 7	4 9	8 1	7 5	2 9
7 8	5 0	8 1	7 5	3 0
7 9	5 1	8 2	7 6	3 1
8 0	5 2	8 2	7 6	3 2
8 1	5 3	8 3	7 7	3 2
8 2	5 4	8 3	7 8	3 2
8 3	5 5	8 4	7 9	3 3
8 4	5 6	8 4	8 0	3 3
8 5	5 7	8 5	8 1	3 4
8 6	5 8	8 6	8 1	3 4
8 7	5 9	8 7	8 1	3 5
8 8	6 0	8 8	8 2	3 5
8 9	6 1	8 8	8 2	3 5
9 0	6 2	8 8	8 2	3 5
9 1	6 3	8 9	8 2	3 5
9 2	6 4	8 9	8 2	3 5

9 3	6 5	9 0	8 2	3 5
9 4	6 6	9 0	8 3	3 5
9 5	6 7	9 1	8 3	3 5
9 6	6 8	9 1	8 3	3 5
9 7	6 9	9 2	8 4	3 5
9 8	7 0	9 2	8 4	3 5
9 9	7 1	9 2	8 4	3 5
1 0 0	7 2	9 3	8 4	3 5
1 0 1	7 3	9 3	8 5	3 6
1 0 2	7 3	9 3	8 5	3 6
1 0 3	7 4	9 4	8 5	3 6
1 0 4	7 4	9 4	8 5	3 6
1 0 5	7 5	9 4	8 6	3 6
1 0 6	7 5	9 4	8 6	3 6
1 0 7	7 6	9 4	8 6	3 7
1 0 8	7 6	9 4	8 6	3 7
1 0 9	7 7	9 5	8 6	3 7
1 1 0	7 8	9 5	8 6	
1 1 1	7 9	9 5	8 6	
1 1 2	8 0	9 6	8 6	
1 1 3	8 1	9 6	8 7	
1 1 4	8 2	9 6	8 7	
1 1 5	8 3	9 7	8 7	
1 1 6	8 4	9 7	8 8	
1 1 7	8 5	9 7	8 8	
1 1 8	8 6			
1 1 9	8 7			
1 2 0	8 8			
1 2 1	8 9			
1 2 2	8 9			
1 2 3	9 0			
1 2 4	9 0			
1 2 5	9 0			
1 2 6	9 0			

1 2 7	9 1			
1 2 8	9 1			
1 2 9	9 2			
1 3 0	9 2			
1 3 1	9 3			
1 3 2	9 3			
1 3 3	9 4			
1 3 4	9 4			
1 3 5	9 5			
1 3 6	9 5			
1 3 7	9 6			
1 3 8	9 6			
1 3 9	9 6			
1 4 0	9 6			
1 4 1	9 6			
1 4 2	9 6			
1 4 3	9 7			
1 4 4	9 7			
1 4 5	9 7			
1 4 6	9 8			
1 4 7	9 8			
1 4 8	9 8			
1 4 9	9 9			
1 5 0	1 0 0			
1 5 1	1 0 1			
1 5 2	1 0 2			
1 5 3	1 0 3			
1 5 4	1 0 4			
1 5 5	1 0 5			
1 5 6	1 0 6			
1 5 7	1 0 7			

別表第9の備考第1項中「4級」を「6級」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

北九州市人事委員会委員長 高 橋 直 人

北九州市人事委員会規則第 5 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和 4 1 年北九州市人事委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（2） 住居、通勤経路、通勤方法若しくは条例第 1 5 条第 4 項に規定する自動車の駐車のための施設等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があった場合

第 4 条中「提示」の次に「又は駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 6 条の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（第 8 条において「運賃等相当額」という。）」を「普通交通機関等（条例第 1 5 条第 3 項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「運賃等相当額」を「条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第 8 条の 4 第 2 号において「運賃等相当額」という。）」に、「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、同項第 1 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「第 1 5 条第 5 項」を「第 1 5 条第 8 項」に改め、同項第 2 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「平均 1 箇月当たりの通勤所要回数」を「1 箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同項第 3 号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、同条第 2 項中「の交通機関等」を「において利用するそれぞれの普通交通機関等」に改める。

第 8 条の 3 各号を次のように改める。

（1） 条例第 1 5 条第 1 項第 3 号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道 1 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 1 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく

困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

(2) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第4項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額

(3) 条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第4項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額

第8条の3を第8条の4とする。

第8条の2の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中「平均1箇月当たりの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第15条第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- |     |                        |          |
|-----|------------------------|----------|
| (1) | 片道5キロメートル未満            | 2,000円   |
| (2) | 片道5キロメートル以上10キロメートル未満  | 4,200円   |
| (3) | 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,300円   |
| (4) | 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 | 1万400円   |
| (5) | 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 | 1万3,500円 |
| (6) | 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 | 1万6,600円 |
| (7) | 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 | 1万9,700円 |
| (8) | 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 | 2万2,800円 |
| (9) | 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 | 2万5,900円 |

円		
(10)	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	2万9,100円
(11)	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	3万2,300円
(12)	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	3万5,500円
(13)	片道60キロメートル以上65キロメートル未満	3万8,700円
(14)	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	4万2,200円
(15)	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	4万5,700円
(16)	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	4万9,200円
(17)	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	5万2,700円
(18)	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	5万6,200円
(19)	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	5万9,600円
(20)	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	6万3,000円
(21)	片道100キロメートル以上	6万6,400円

第9条を次のように改める。

(交通の用具)

第9条 条例第15条第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。

第14条を第26条とし、第13条を第25条とする。

第12条中「第15条第1項」の次に「から第4項まで」を、「提示」の次に「若しくは駐車場等の料金を証明する書類等の提出」を加え、同条を第24条とする。

第11条に次の1項を加える。

2 派遣先の団体等から通勤手当又はこれに類する支給を受ける職員については、通勤手当の額から当該支給を受ける額を差し引いた額を支給する。

第11条を第23条とする。

第10条の4第1項中「第10条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第22条とする。

第10条の3第1項各号列記以外の部分中「第15条第5項」を「第15条第8項」に、「交通機関等の区分」を「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等又は駐車場等の区分」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

第10条の3第1項第2号中「交通機関等又は」を「普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等、」に、「定める交通機関等」を「定める普通交通機関等又は駐車場等」に改め、同条第2項中「交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条を第21条とする。

第10条の2第1項各号列記以外の部分中「第15条第4項」を「第15条第7項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、「(1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。次項において同じ。)が5万5,000円を超えていた場合で人事委員会が定めるときを除く。)」を削り、同項第3号中「第10条の4」を「第22条」に改め、同項第4号中「第10条の4及び第11条」を「第22条及び第23条」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第15条第4項」を「第15条第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「係る交通機関等」を「係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「すべての交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に改め、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合

15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

第10条の2を第20条とし、第10条を第19条とする。

第9条の2第1項本文中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「同項各号」を「同項」に、「及び第11条」を「、第20条第2項第2号及び第23条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が北九州市の休日を定める条例（平成3年北九州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第15条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第15条第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び条例第15条第4項に定める額の合計額（第20条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第15条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第9条の2を第18条とし、第9条の次に次の8条を加える。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める職員は、北九州市以外の地域に所在する勤務公署で勤務することに伴い通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（条例第5条第2項に規定する会計年度任用職員を除き、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 条例第15条第3項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
  - ア 条例第15条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
  - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第12条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤経路及び通勤方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第18条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項（第3号を除く。）及び第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同条第1項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第13条 新たに給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる者については、条例第15条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして、同項の人事委員会規則で定める職員とみなす。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）

) をされた者

(2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年北九州市条例第57号）又は北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和38年北九州市条例第122号）、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和39年北九州市条例第107号）若しくは北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成30年北九州市条例第22号）の適用を受けていた職員であって、引き続き条例の適用を受けることとなるもの

(3) その他前2号に掲げる者との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める者

第14条 次の各号に掲げる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）については、条例第15条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして、同項の人事委員会規則で定める職員とみなす。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) その他条例第15条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める者

2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）と

が、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(駐車場等の要件)

第15条 条例第15条第4項の人事委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第12条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるものとする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第16条 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める者は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第17条 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る）

) が 2 以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2 以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

様式を次のように改める。

様式（第3条関係）

通 勤 届

年 月 日受付

所属長確認 定期券等を必ず確認すること。		届出の理由が生じた日 年 月 日		提出年月日 年 月 日			
住 居	所 属	局 区	課 係				
	勤務地						
	職員番号	氏名					
届出の理由(該当箇所にレ印) <input type="checkbox"/> 新規(採用等) <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は通勤方法の変更 (年 月 日付) <input type="checkbox"/> 住居の変更(住居届の提出 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 駐車場等のみの新規・変更 <input type="checkbox"/> 駐車場等のみの取消 <input type="checkbox"/> その他(休職・育休・長期休暇等からの復帰等)							
職 種	勤務形態 ※該当の場合に記入		<input type="checkbox"/> 交替勤務制 <input type="checkbox"/> 定年前再任用短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務				
勤 務 日 数	<input type="checkbox"/> 週( )日勤務 <input type="checkbox"/> 月当たり( )回 ※4週8休職場の場合は記入不要						
順路	通勤方法の別	区 間	自動車等使用の場 合	距離 (片道)	所要時間	使用している定期券等の種類	額
1		住 居 から	まで <input type="checkbox"/> 自ら運転 <input type="checkbox"/> 便乗	・ km	分		円
2		から(乗換地: )	まで <input type="checkbox"/> 自ら運転 <input type="checkbox"/> 便乗	・ km	分		円
3		から(乗換地: )	まで <input type="checkbox"/> 自ら運転 <input type="checkbox"/> 便乗	・ km	分		円
4		から(乗換地: )	まで <input type="checkbox"/> 自ら運転 <input type="checkbox"/> 便乗	・ km	分		円
5		から(乗換地: )	まで <input type="checkbox"/> 自ら運転 <input type="checkbox"/> 便乗	・ km	分		円
車 種 等 (自動車等使用の場合)	<input type="checkbox"/> 普通車 <input type="checkbox"/> 軽自動車 <input type="checkbox"/> 自動二輪等 排気量( cc)					給与課処理欄 <返納・追給・戻入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無>	
駐 車 場 の 料 金 等	料金: <input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 回数 円 所在地: _____ ※「料金」には、月極契約及び複数月契約等の駐車場等の場合は1箇月あたりの額、駐車等の都度その料金を支払うコインパーキング等の場合は1回の利用額を記入してください。 ※異動や休職・育休・長期休暇からの復帰等に伴う申請で、従前に認定されている駐車場等の場所、料金に変更がない場合は、以下の□に✓を記入してください。(添付書類の提出は不要) <input type="checkbox"/> 従前に認定されている駐車場等から変更なし						
異 動 ・ 変 更 に 伴 う 返 納 方 法	原則として給与からの一括控除になります。 ※納付書納付、分割納付等を希望の場合は、給与課まで連絡をお願いします。						
【連絡欄】							

順路	通勤方法の別	区 間	距離 (片道)	定期券等の別運賃等の算出基礎	認定額	認定年月		処理欄
						1箇月当たりの運賃等相当額	開始年月	
<input type="checkbox"/>		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
改正		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
<input type="checkbox"/>		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
改正		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
<input type="checkbox"/>		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
改正		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
<input type="checkbox"/>		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
改正		( )	・ km	1・3・6・カ・回 ( )	円	円	年 月	
駐車場等に係る通勤手当の額						円		
支給上限到達者		150,000円× 月=	円	年 月	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額		円	年 月
		150,000円× 月=	円	年 月			円	年 月
夜間看護加算の距離						・ km	年 月	

摘要			
給 与 担 当 課	係	係長	上記のとおり決定する。 給与担当課長
			電算入力済 <input type="checkbox"/> 追戻処理済 <input type="checkbox"/>

(日本産業規格A4)

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年北九州市条例第46号。次項において「改正条例」という。)第2条の規定による改正後の北九州市職員の給与に関する条例第15条第4項に規定する自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものをいう。)を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定の例によりその実情を届け出なければならない。  
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 3 施行日前から引き続き職員(改正条例第2条の規定による改正前の北九州市職員の給与に関する条例(以下この項において「改正前の給与条例」という。)第15条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の交通機関等(改正前の規則第1条第3項に規定する交通機関等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に規定する額(改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。)の合計額が15万円を超えている職員を除く。)に支給されている普通交通機関等及び改正前の給与条例第15条第2項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当(改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものであり、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(改正前の規則第9条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月において改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額(1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。)を、支給単位期間を1箇月とする通勤手

当として支給する。

- 5 前項の規定により通勤手当を支給する場合には、人事委員会が定める通勤手当経過措置支給調書を職員ごとに作成し、保管するものとする。

(権衡職員等に関する経過措置)

- 6 改正後の規則第14条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受けることとなった職員にも適用する。

北九州市農業委員会告示第1号

北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

北九州市農業委員会

会長 大庭喜重

北九州市農業委員会規則の一部を改正する告示

北九州市農業委員会規則（令和2年北九州市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「事務局に」の次に「担当課長、」を加える。

第26条第4項中「次長又は」を削り、「担当係長」を「担当課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項に、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 担当課長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

第28条の見出し中「事務局長の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、担当課長は前項各号に掲げる事務局長が専決する事項のうちその担任する事項を専決する。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。